

野畑証券研修教材
資金決済法等の改正
(2021年2022年改正)

2023年7月27日(木)

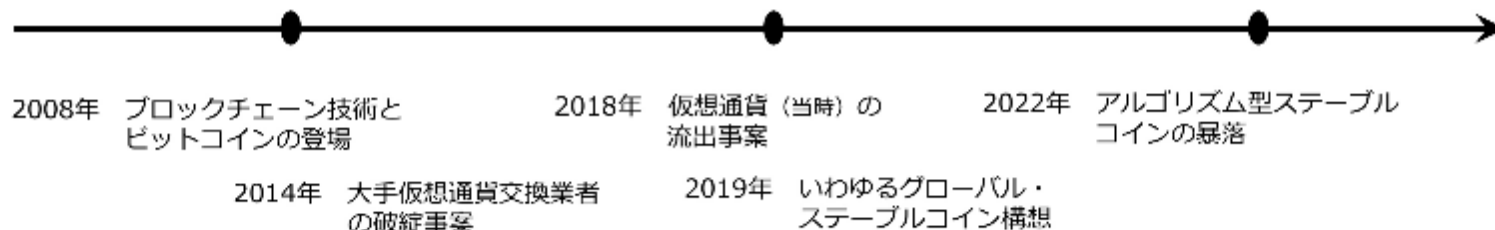
本日のポイント

資金決済法等の改正

1. 資金決済制度の変遷
2. 最近の資金決済法改正
 - (1) 2020年改正
 - (2) 2022年改正

1. 資金決済制度の変遷 (資料: 金融庁)

主な事案



主な制度

2010年 資金決済法制定・施行
・前払式支払手段の定義 (注1)
・資金移動業の創設

(注1) 従前からの前払式証券に加え、サーバ型電子マネーを含め「前払式支払手段」として定義。

2021年 改正資金決済法施行
・資金移動業の3類型化

2023年 改正資金決済法施行 (注2)
・電子決済手段等取引業の創設

(注2) 同時に、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る制度を導入。

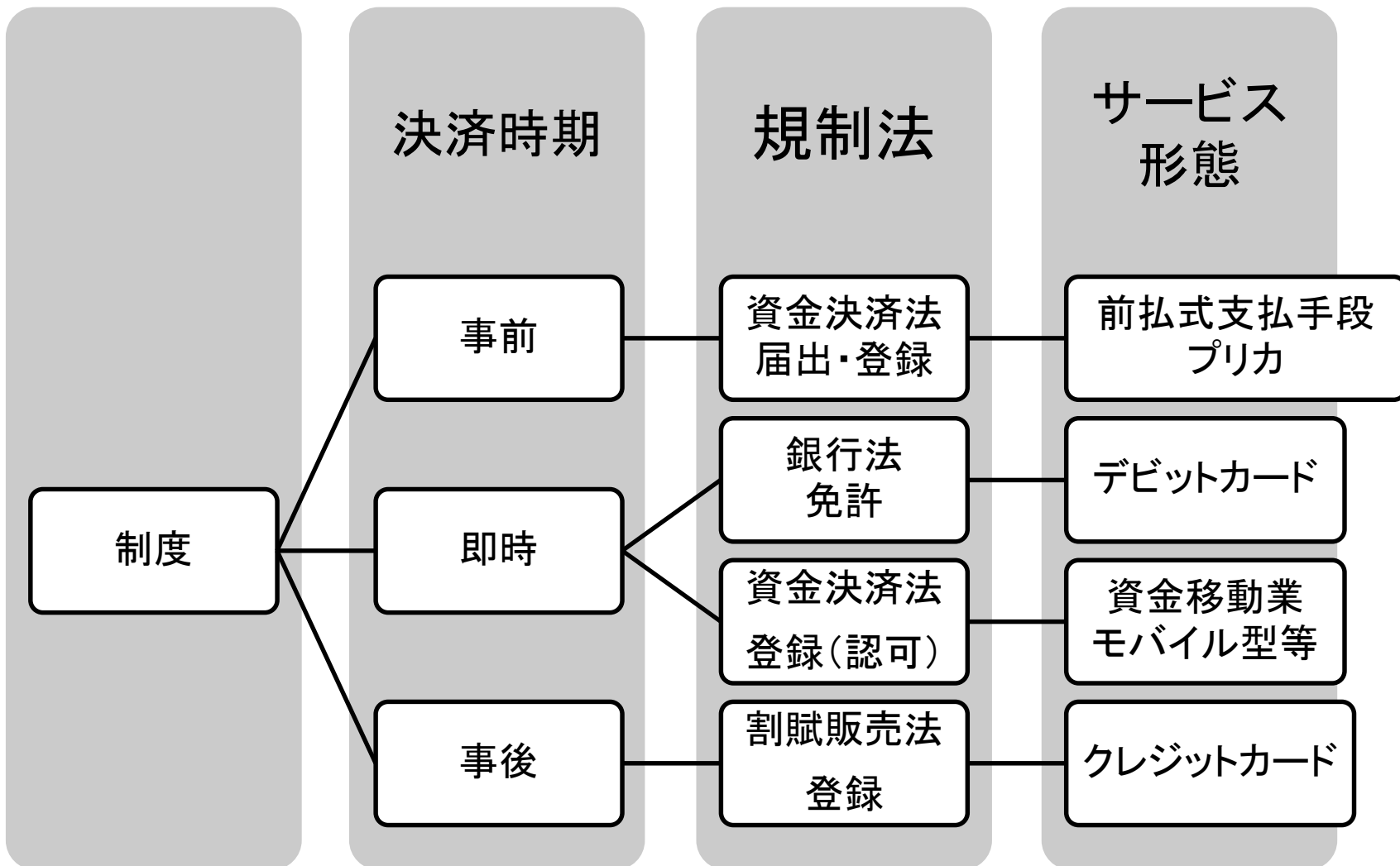
その他制度

2017年 改正資金決済法施行
・仮想通貨交換業の創設

2020年 改正資金決済法施行
・「仮想通貨」から「暗号資産」に変更
・利用者資産の原則オフライン管理 等

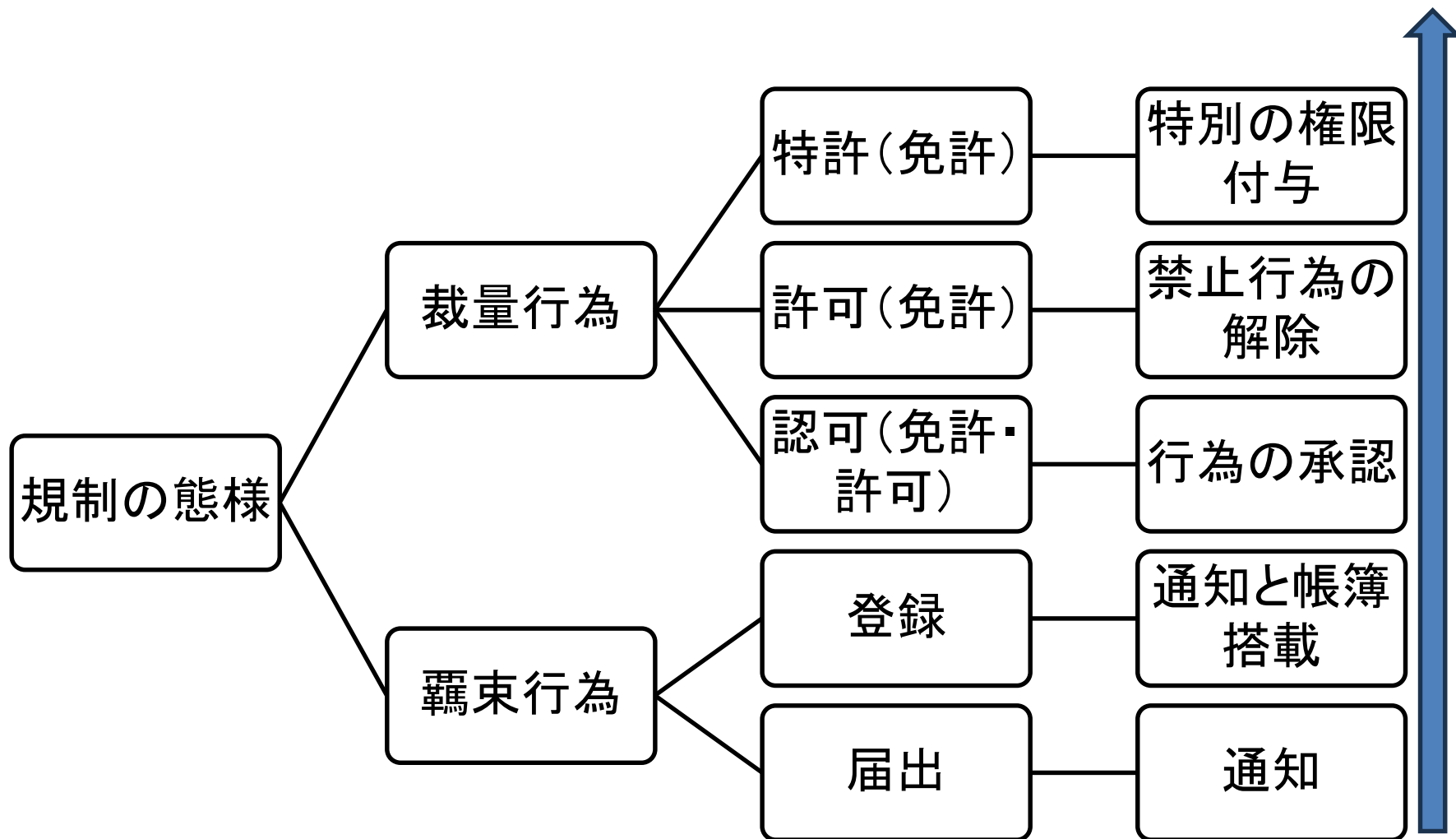
2018年 改正銀行法施行
・電子決済等代行業の創設

デジタル決済サービス制度（時期別）



[参 考]開業・参入規制

規制大



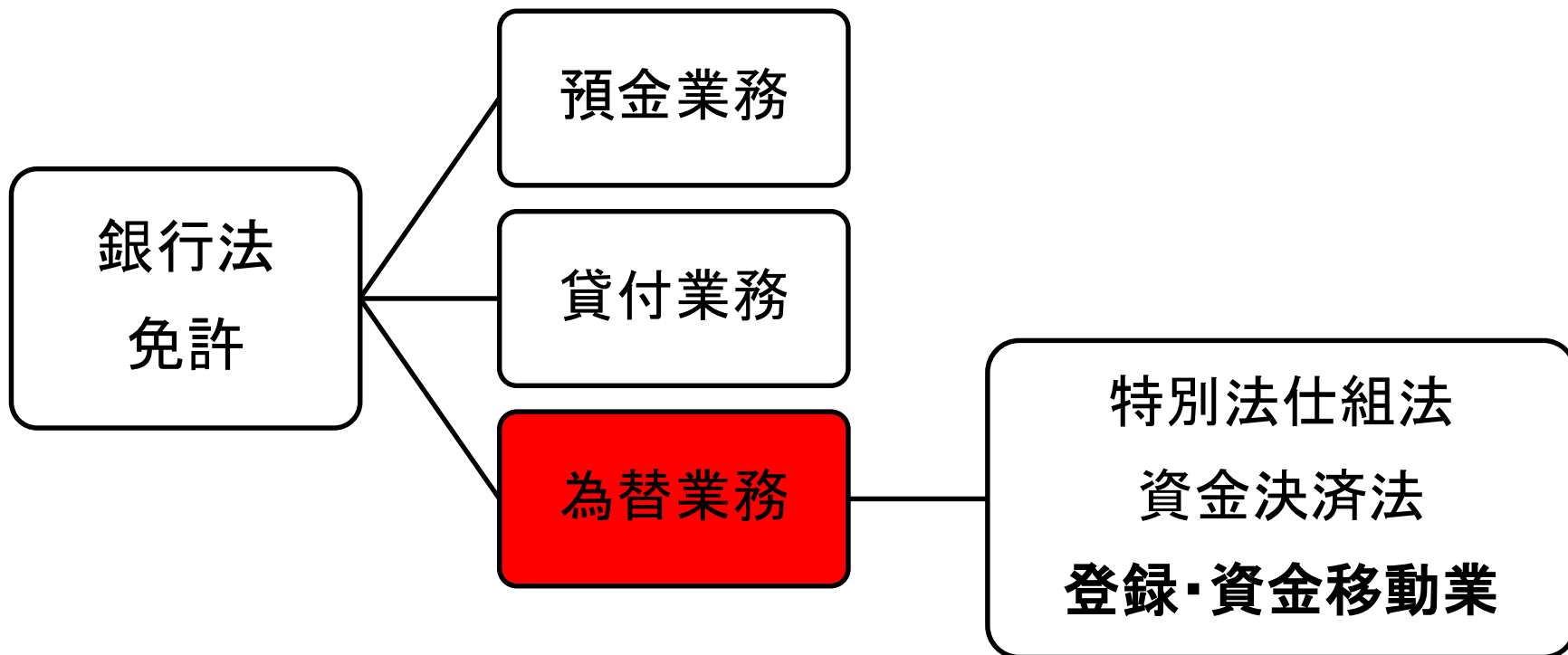
銀行法第4条1項為替取引の解釈

平成13年3月12日最高裁第三小法廷決定

「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」

○違反すると銀行法上の罰則

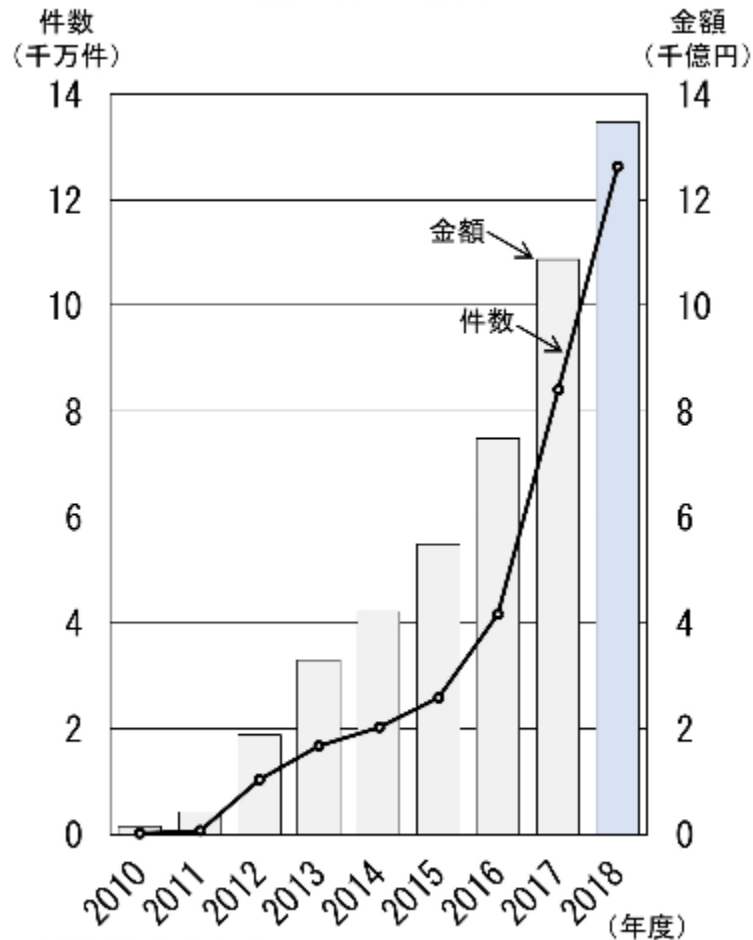
為替業務關係業法



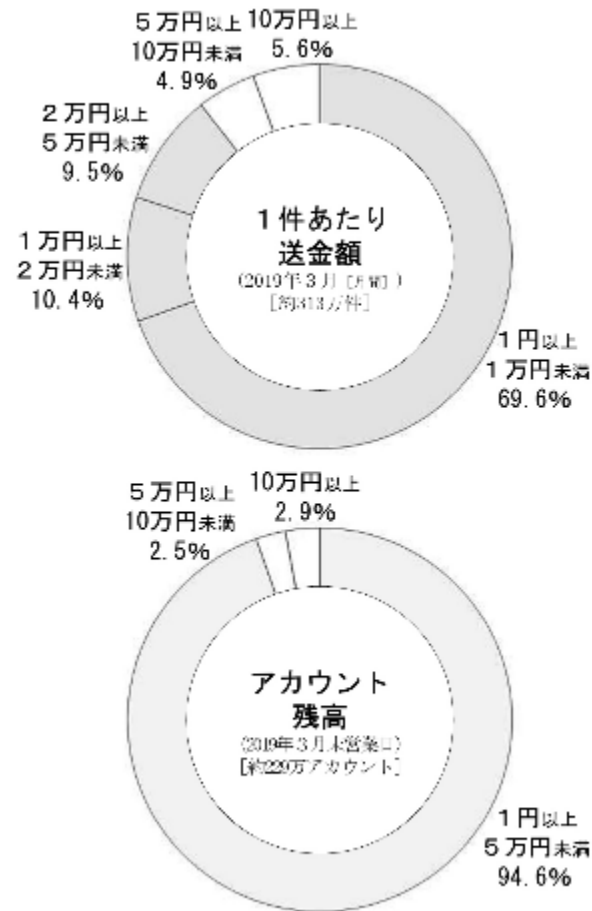
資金移動業の現状

(資料: 金融庁2020.3時点)

取扱件数・金額の推移

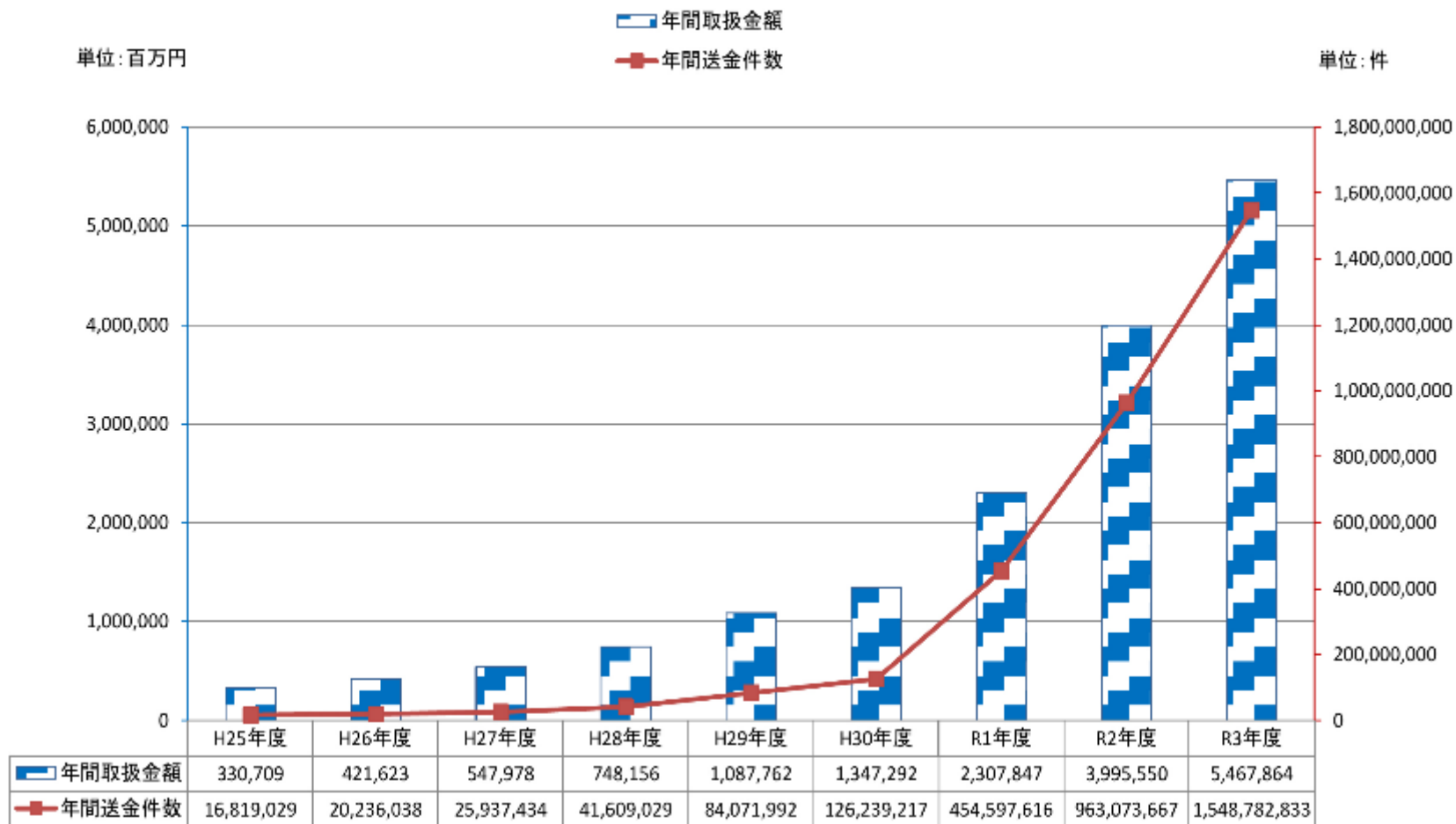


送金額/アカウント残高の分布



資金移動業の実績推移表

(資料: 資金決済業協会)

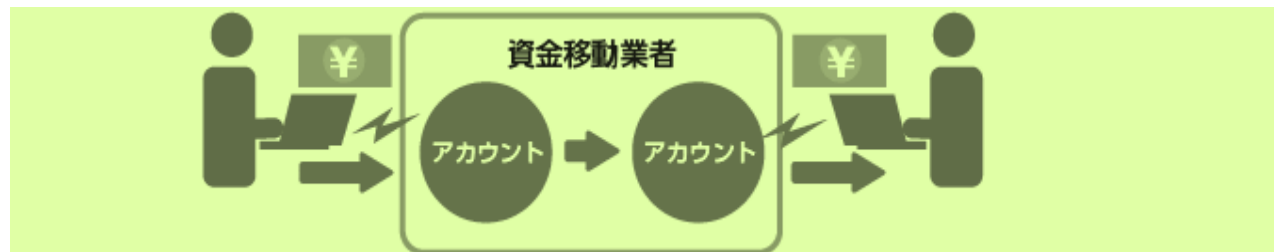


資金移動業のタイプ (資料: 資金決済業協会)

営業店型



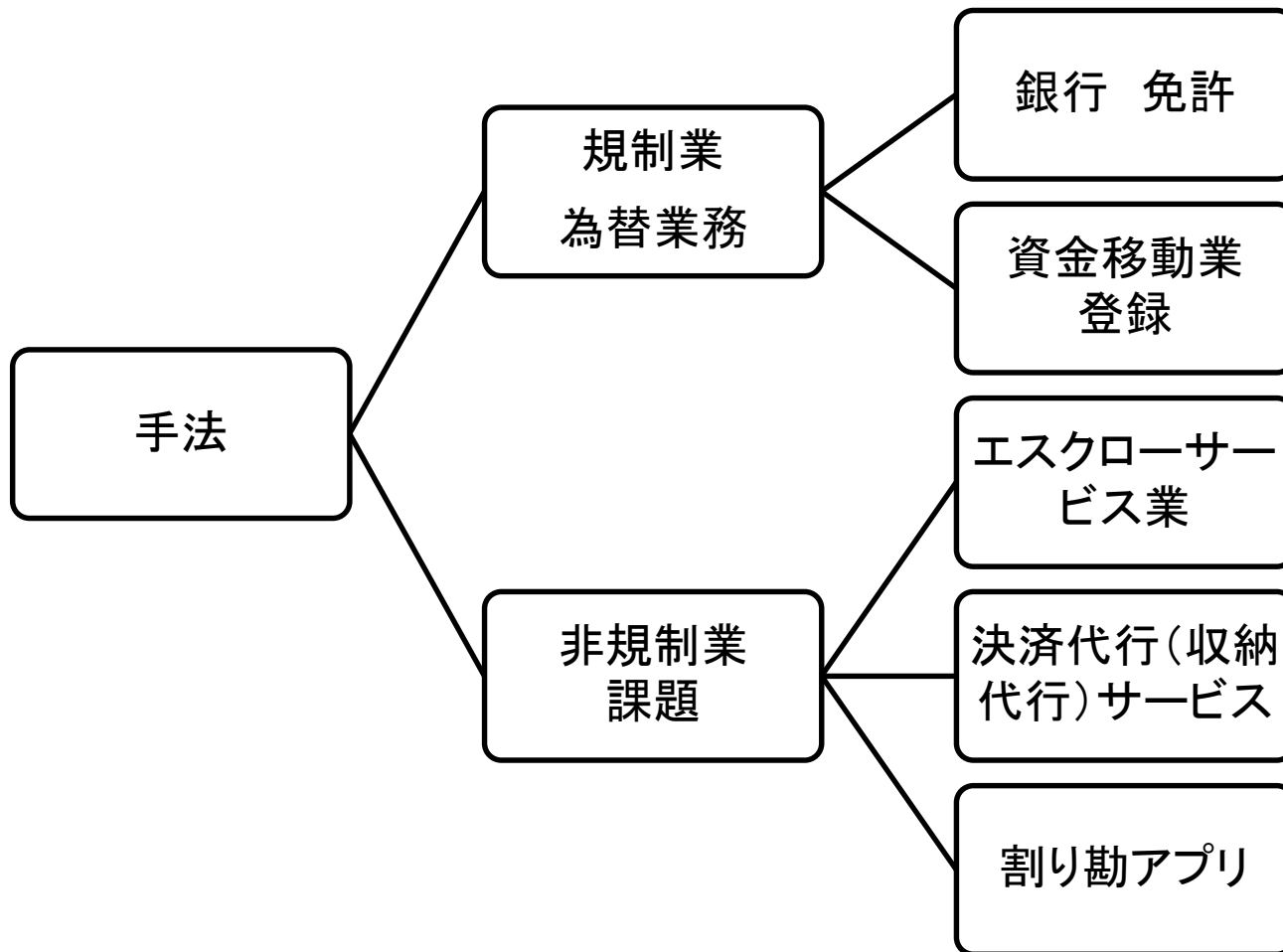
インターネット・
モバイル型



カード型

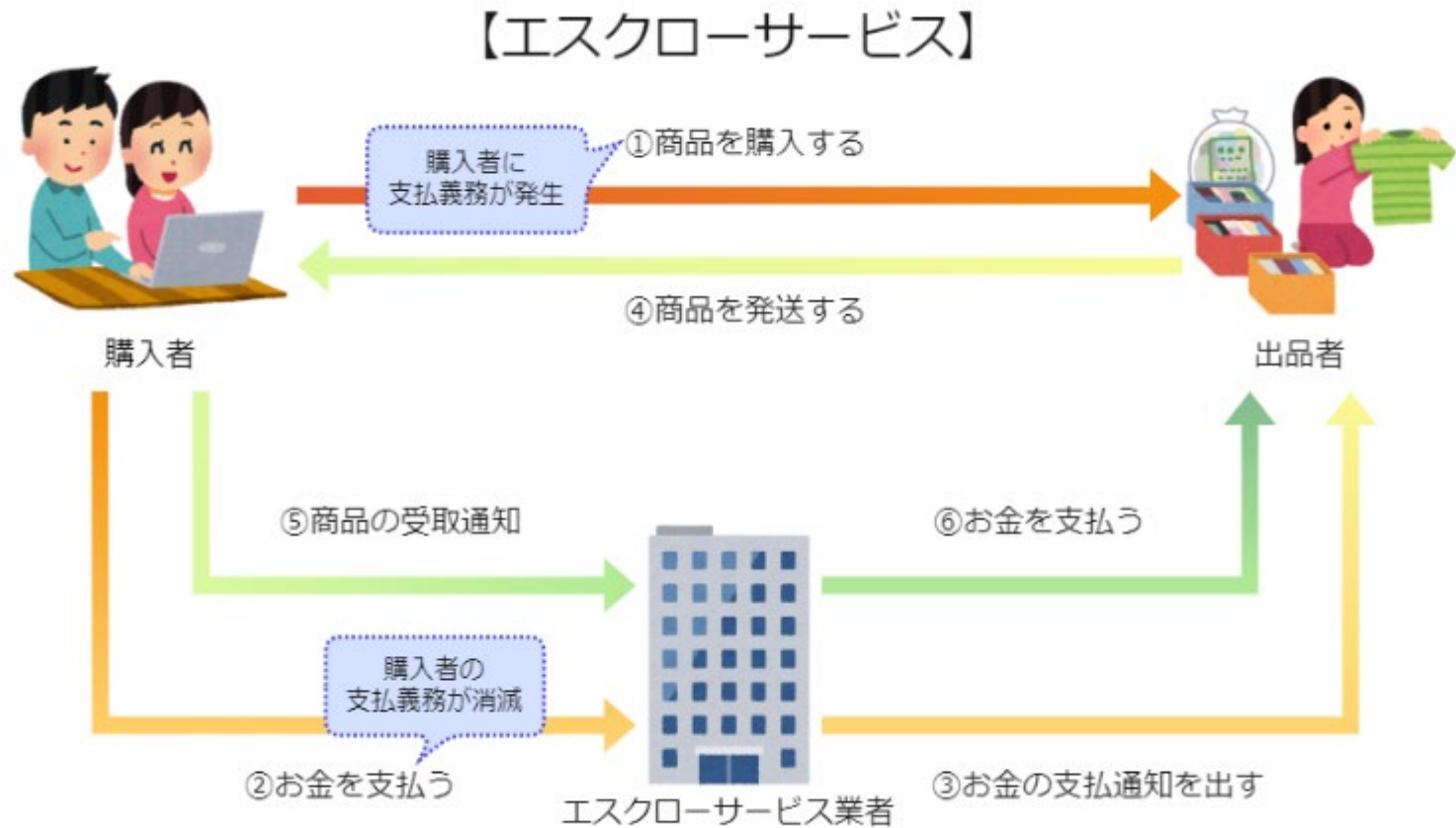


個人間デジタル送金手法の課題 (資金移動業の該当性)



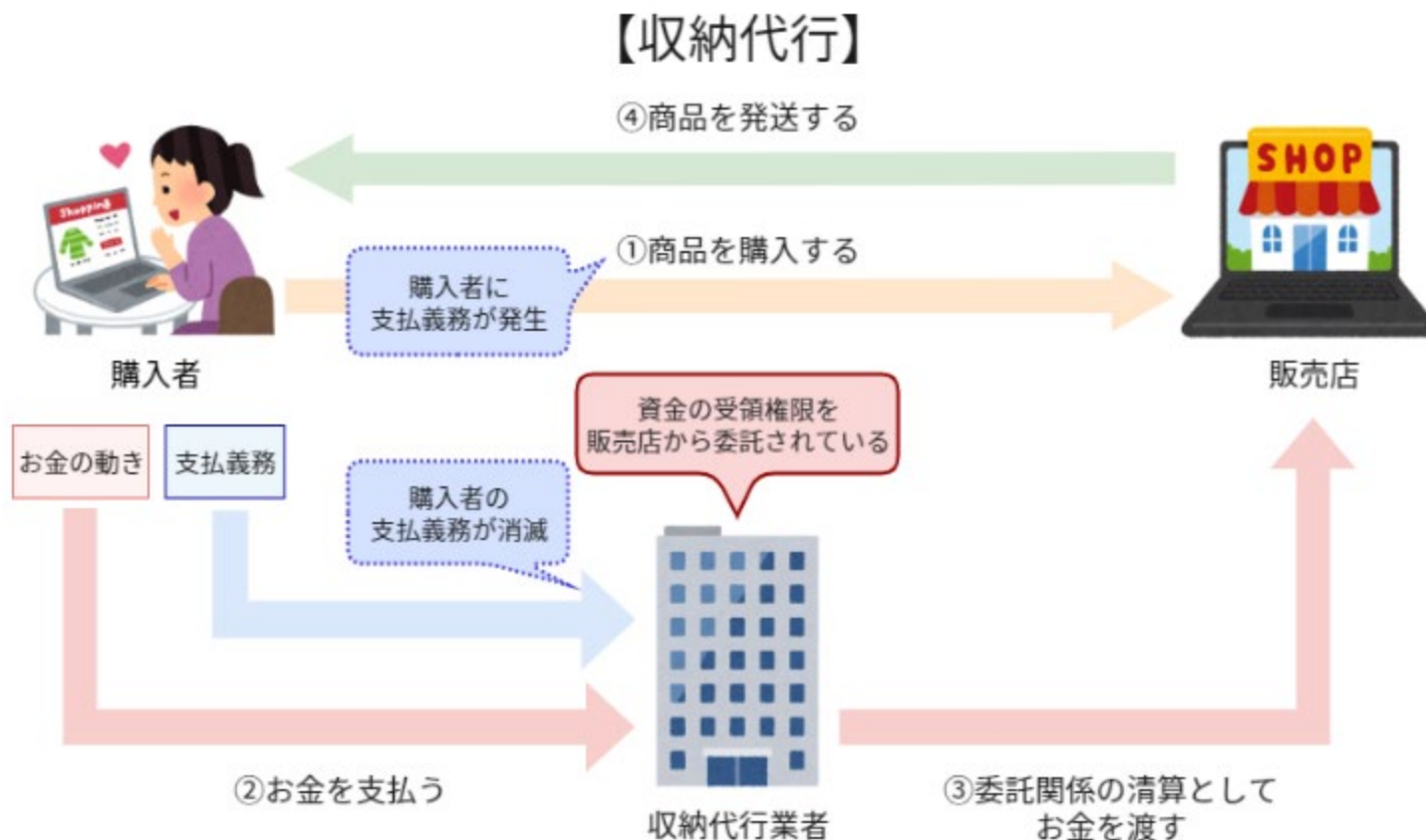
エスクローサービス業：同時履行の担保機能

(資料: topcourt-law.com/finance)



収納代行業:受領権の代理行使機能

(資料: topcourt-law.com/finance)



割り勘アプリ (資料: topcourt-law.com/finance)

【割り勘サービス】



2. 最近の資金決済法改正

2020年6月5日成立

「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」

金販法、金商法、資金決済法等
関連法律の改正

1. 金融サービス仲介業の創設

2. 資金移動業の類型化

2022年6月3日成立

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」

資金決済法、犯罪収益移転防止法等
関連法律の改正

1. 電子決済手段等

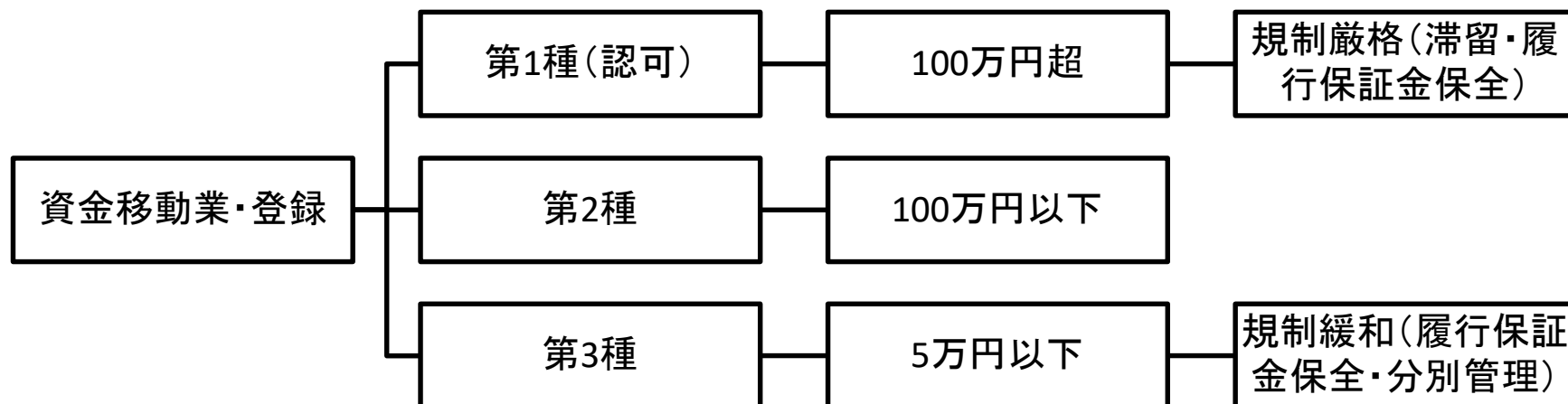
取引業等の創設

2. 為替取引分析業の創設

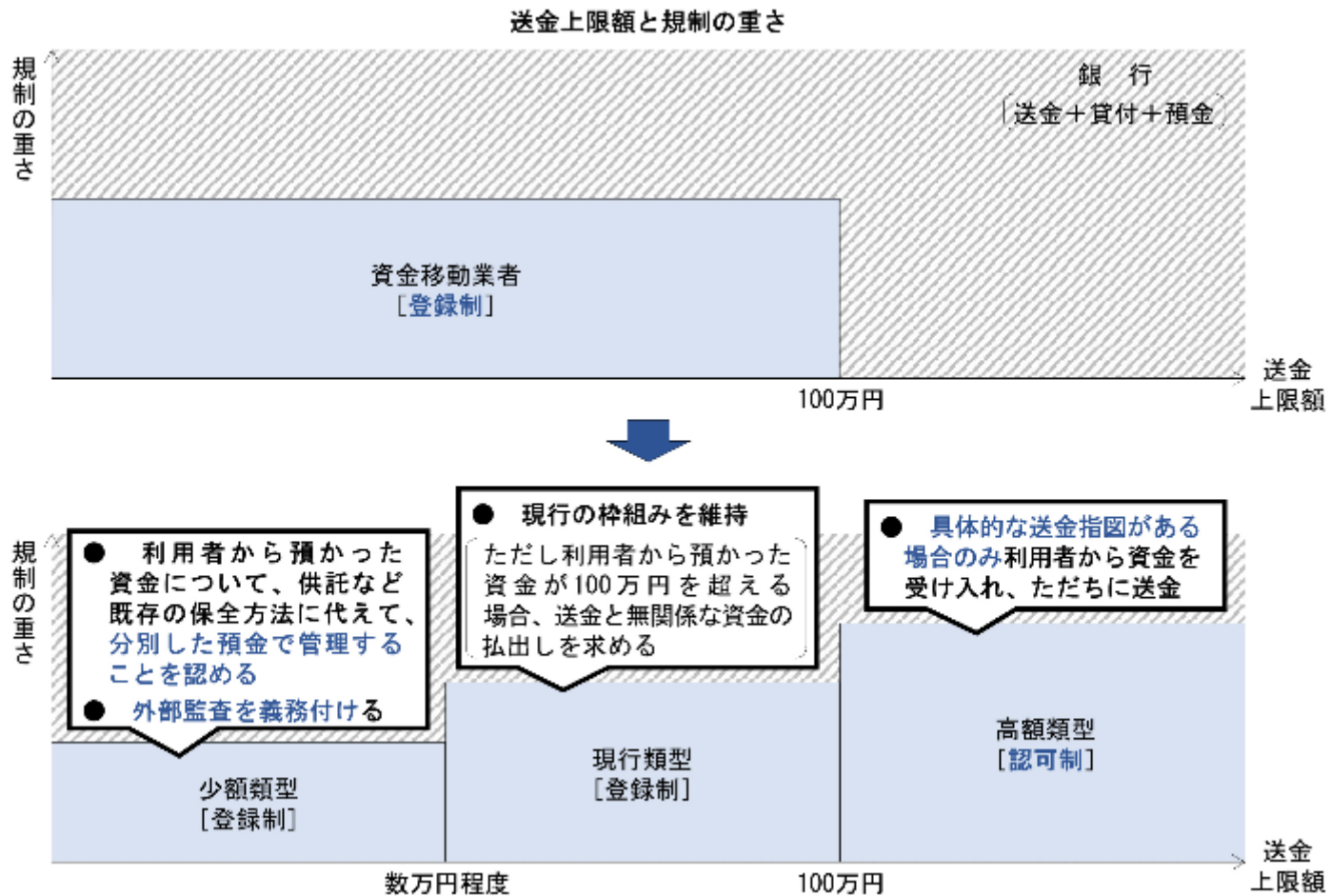
3. 高額電子移動可能型前

払式支払手段への対応

(1) 2020年改正 資金移動業者の類型設定(金額区分) —高額・少額決済への対応—



資金移動業規制の柔軟化 (資料: 金融庁)



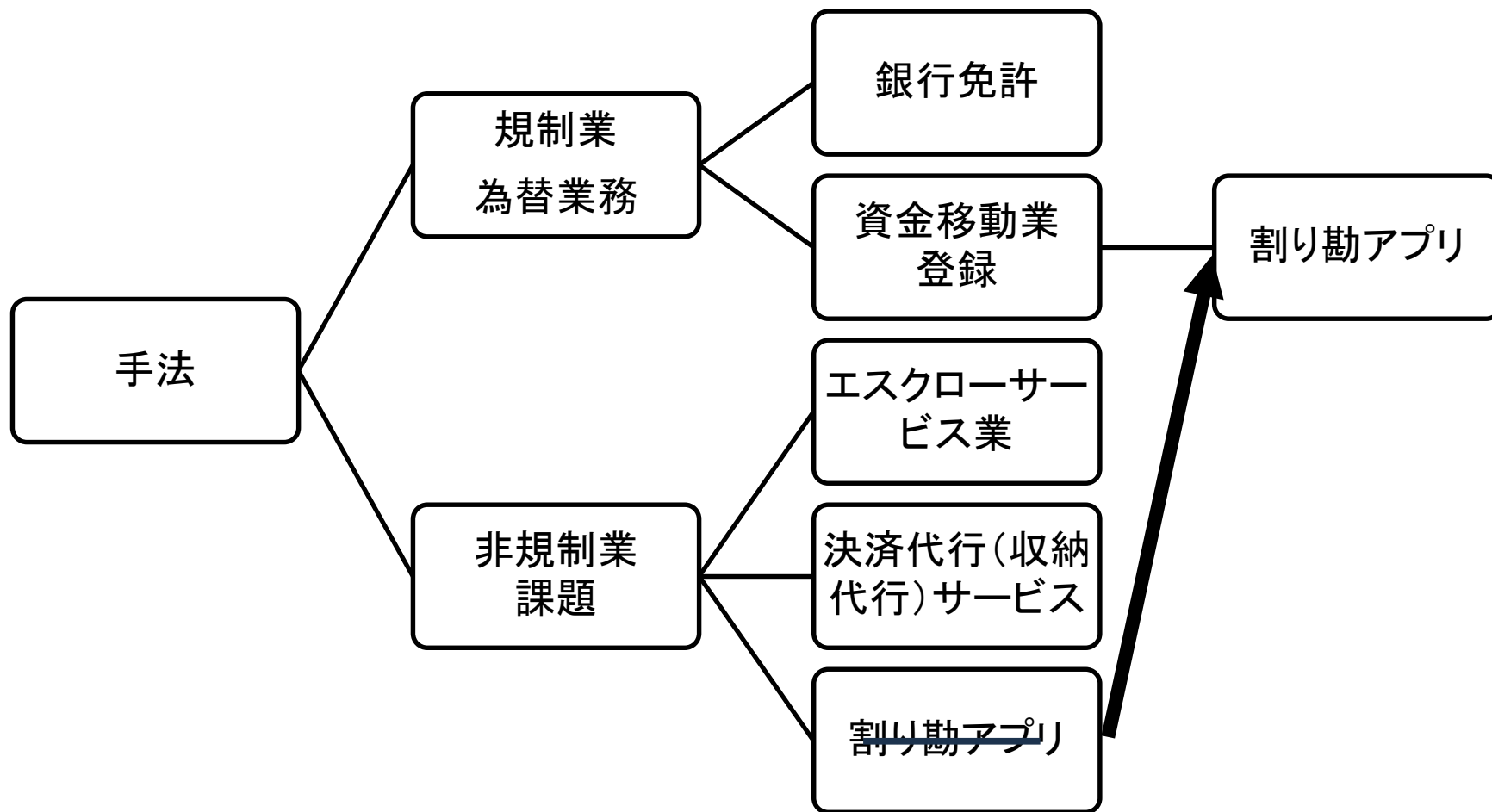
資金移動業規制の見直し(同)

- 資金移動業に、従来類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。

規制の重さ	資金移動業者 [登録制]		銀行[免許制] 送金+貸付+預金	送金額
	100万円			
規制の重さ	第三種資金移動業者 (少額類型) [登録制]	第二種資金移動業者 (従来類型) [登録制]	第一種資金移動業者 (高額類型) [認可制]	送金額
送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし	
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金	
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可	供託/保証/信託で全額保全		
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全	
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供			

※資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものであることが必要。

個人間デジタル送金手法の課題対応 (資金移動業該当性の明示)



非該当の例

⇒ 該当しないもの

- ① 受取人が事業者・企業
- OR
- ② 受取人が受領した段階で、債務が終了（弁済）



具体的例

収納代行業やエスクロー業

対応の根拠

○割り勘アプリ⇒要登録・資金移動業

例えば、宴会の清算に用いられる。その場合債権者は幹事で、債務者は参加者となる。「収納代行」と称しているものの、実質的には一般利用者間の送金サービス。

○宅配業者の代金引換・コンビニの収納代行⇒放置・規制なし

利用者保護上の深刻な問題は指摘されていない。債権者が事業者であり、かつ、債務者(一般利用者)に二重支払いの危険がないものについて利用者保護上の懸念は少ない。

○エスクローサービス⇒放置・規制なし

インターネットモールにおいて一般利用者間の物品取引に際し用いられている。エスクローサービス自体が、利用者保護の機能を果たすエコシステムであるとの指摘がある。

(2) 2022年改正

①電子決済手段等取引業等の創設

イ. デジタル資産の類型化(切り分け)

ステーブルコイン資産の法移入

ロ. ステーブルコイン取扱業の創設

3類型(発行・仲介) 2類型(仲介)

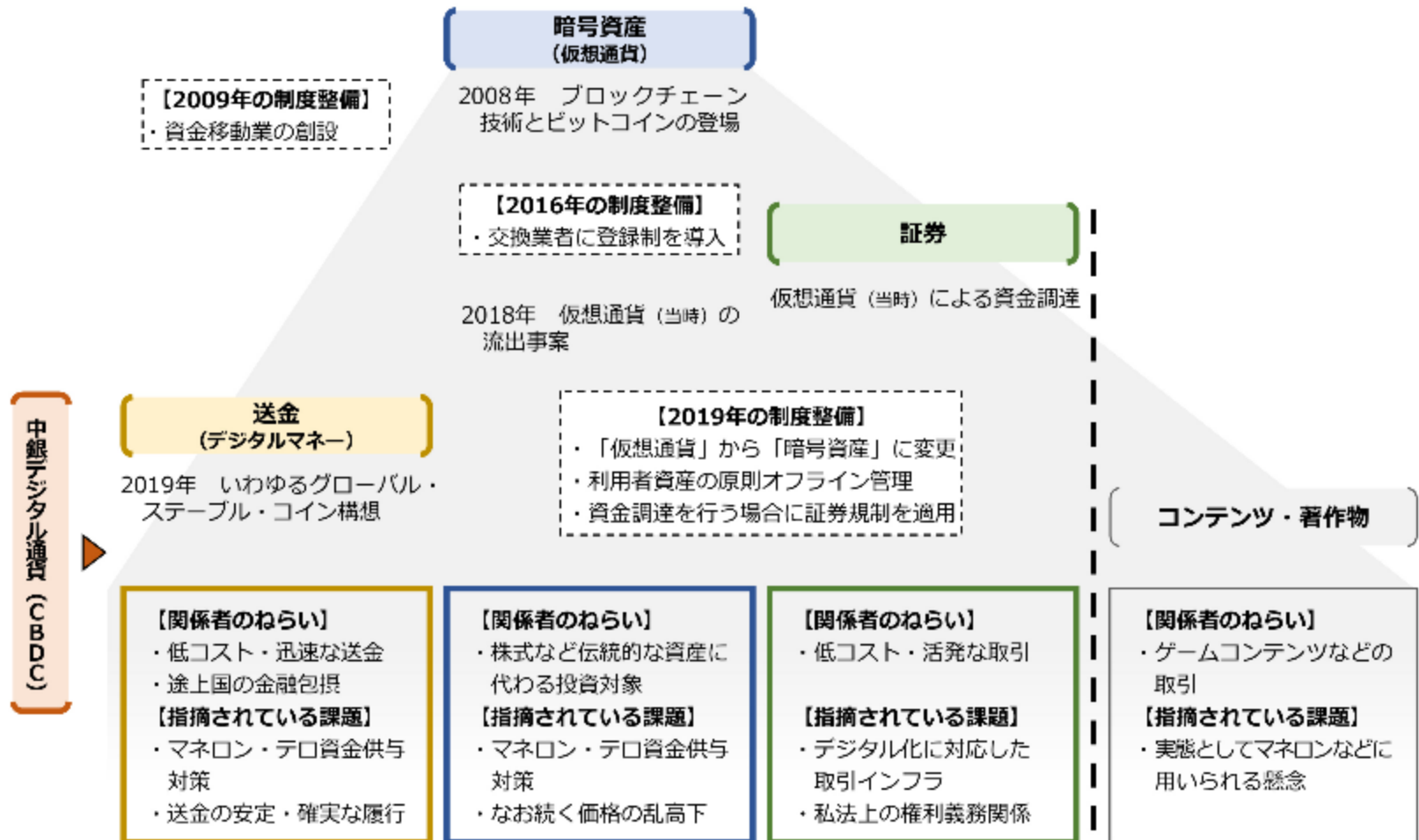
銀行 ————— 電子決済等取引業

信託会社 ————— 電子決済手段等取引業

資金移動業

デジタル・分散型金融対応の在り方

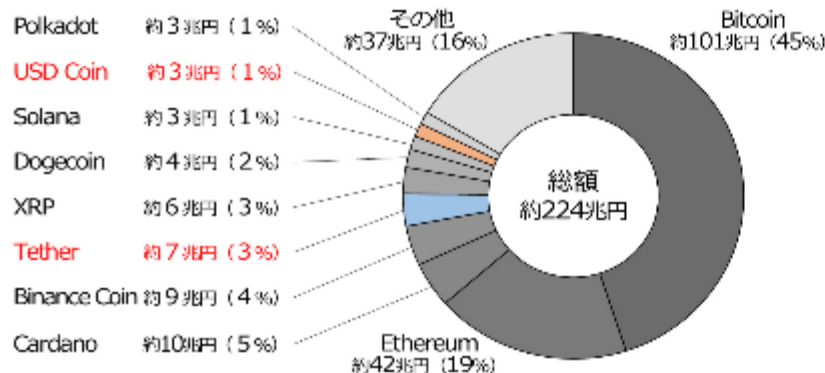
(資料: 金融庁2022.3)



暗号資産取引とステーブルコインの現状 (資料: 金融庁)

主な暗号資産・ステーブルコイン (注) の市場規模 (Cryptocurrency Prices by Market Cap)

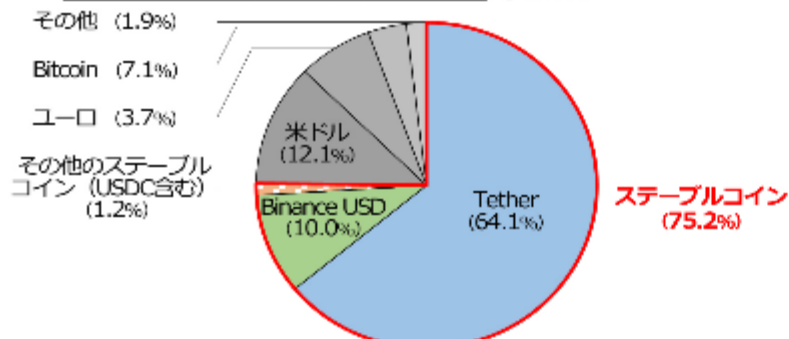
(注) ウェブサイトに掲載されている取引高・暗号資産・ステーブルコインのうち、2021年8月29日時点の市場総額1~10%以内の暗号資産を抽出。



(注) 表中に「ステーブルコイン」、「トークンコイン」の分類はウェブサイトの記載による。
(出典: CoinMarketCap, 2021. 8. 29時点)

取引高 (注) に占める暗号資産・ステーブルコイン・法定通貨の割合 (Share of Trade Volume by Pair Denomination)

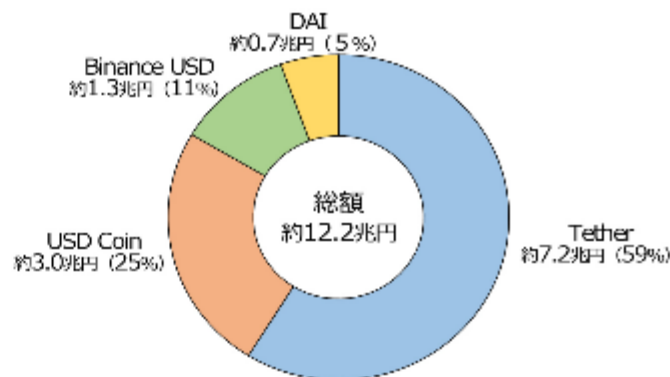
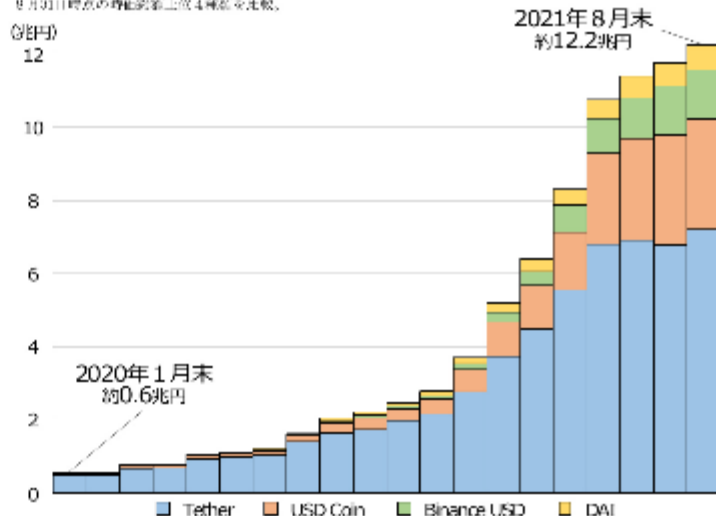
○ 米証券取引委員会 (SEC) のグレンスラー委員は、2021年8月5日の書簡において、7月には、すべての暗号資産取引プラットフォームにおける取引の4分の3近くが、ステーブルコインと他のトークンとの間で行われた、と公表。



(注) 1%未満の暗号資産 (Bitcoin, Polkadot, Binance, Doge, OKEx, Bitcoin, Coinbase, Kraken, Bitstamp) に対して、%が省略されている。その他の暗号資産または法定通貨の割合は、「ステーブルコイン」の分類はウェブサイトの記載による。
(出典: The Block, 2021. 7. 31時点)

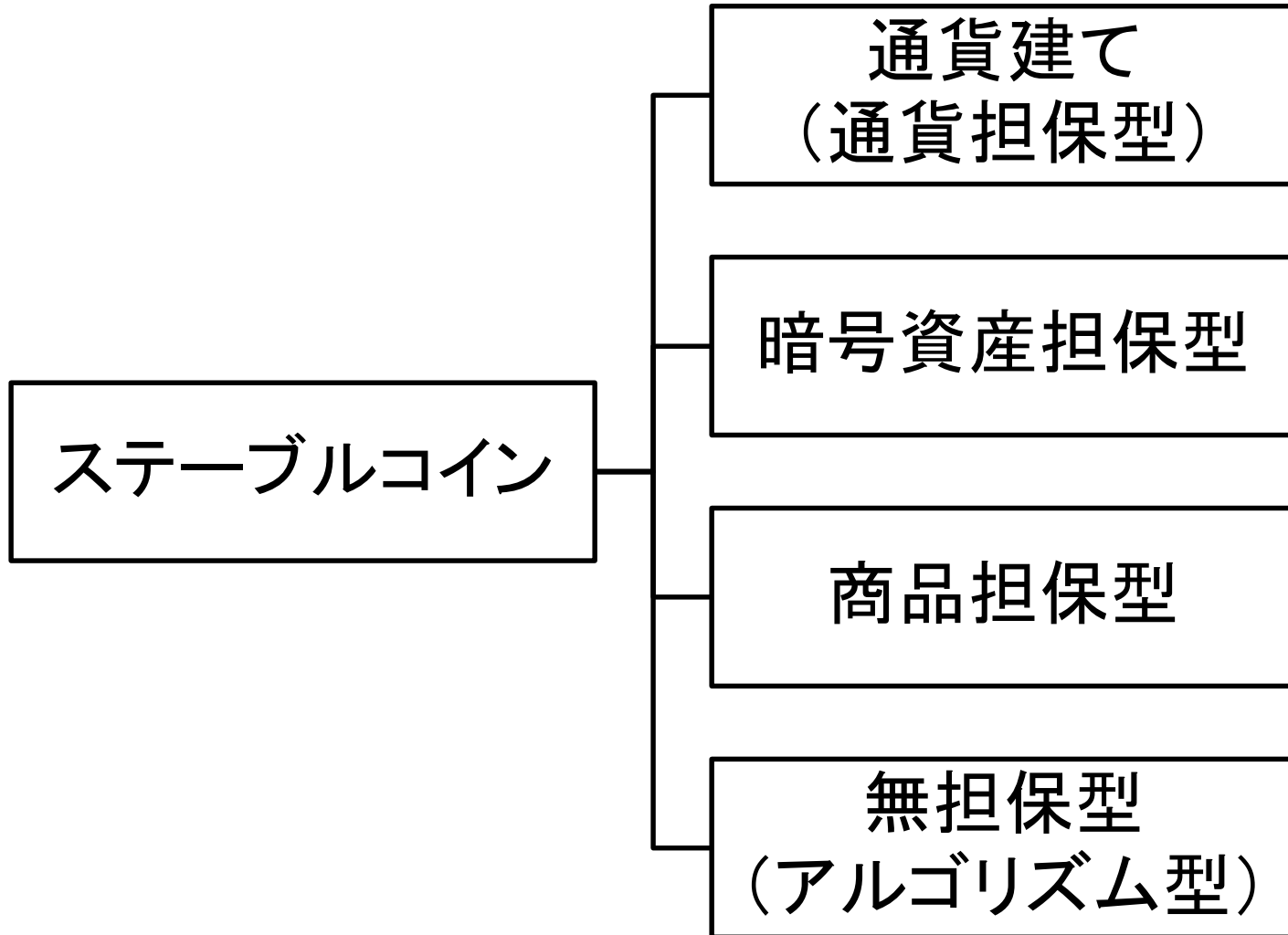
主なステーブルコイン (注) の時価総額推移

(注) ウェブサイトに掲載されている取引高のうち、ステーブルコインと分類されているものうち、2021年8月31日時点の市場総額上位4種を比較。



(出典: CoinMarketCap, 2021. 8. 31時点)

ステーブルコインの種類



米国取引のステーブルコイン例

名称	発行者	仲介者	分散台帳	払込資金の管理状況
Tether (USDT)	Tether社 (香港?)	暗号資産交換所等	パーミッションレス型	準備金内訳： CP49%、国債25%、 預金10%、社債等8%、貸付金4% (2021年6月30日時点)

- マネロン等対策が不十分
- 情報開示が不十分
- 償還可能性に疑義あり (注)

(注) NY州司法当局は、1850万ドルの罰金を課し、NY州での営業継続を禁止

米国財務省 経済制裁報告書 (2021年10月)

- ステーブルコインを含むデジタル資産は、敵対勢力に、伝統的な金融資産以外で資金を移動する機会を提供
- こうしたリスクに対応しないと、国際的な経済制裁の効果を減殺させる可能性

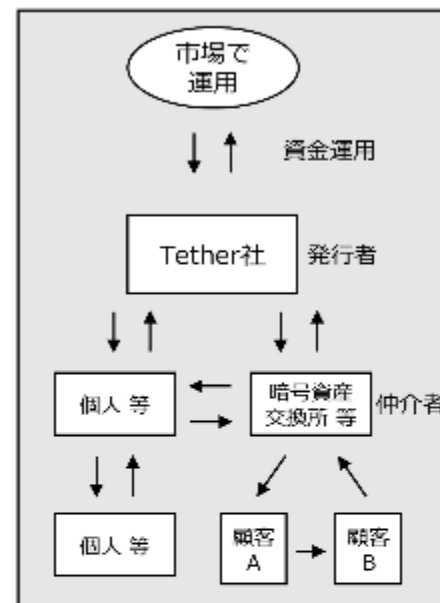
ディエム (リブラの後継) の動向

- ディエムは、民間銀行を発行者としてパーミッション型の分散台帳を使うとしていたが、2022年1月、知的財産その他の関連資産を民間銀行へ売却する旨を公表

米国で検討されている規制の方向性【大統領金融市場ワーキンググループ】 (2021年11月)

- 決済用ステーブルコイン (payment stable coins) について、速やかな法整備を勧告
 - ・ 発行者は、預金取扱金融機関 (預金保険対象) とするよう義務付け
 - ・ 仲介者に対して連邦レベルの監視を義務付け

(例) Tetherのスキームイメージ



海外における規制の動向（同）

- 2019年6月 リブラ構想公表
- 2020年3月 IOSCO「グローバル・ステーブルコインの試み」
- 7月 FATF「いわゆるステーブルコインに関するG20財務大臣・中央銀行総裁へのFATF報告書」
- 9月 **EU 欧州委員会（EC）が規制案を公表**
- 10月 **G20財務大臣・中央銀行総裁会議**（声明文は右記参照）
FSB「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告」
- 2021年11月 **米国 大統領金融市場作業部会（PWG）が規制案を公表**

G20 声明文（抜粋）

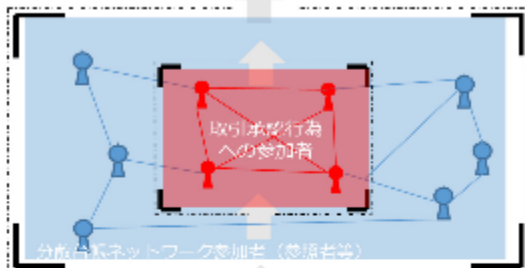
我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。

米国 【大統領金融市場ワーキンググループ等規制案・現行規制】		EU 【欧州委員会規制案】	
決済用ステーブルコイン 〔法定通貨に対して安定した価値を維持するように設計され、決済手段として広く使用される可能性があるステーブルコイン〕		電子マネートークン 〔交換手段として利用されることを主な目的とし、ある法定通貨を参照することで安定した価値を維持することを企図した暗号資産〕	
発行者	預金保険対象の預金取扱機関に限定	信用機関・電子マネー機関に限定	
仲介者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 州レベルで規制あり（※） ➢ 連邦レベルの規制導入を検討 （※）例えば、NY州では、BitLicense等を取得する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 暗号資産サービス提供者に認可制の導入を検討 	

ステーブルコインの使用例(同)

パーミッションレス型分散台帳

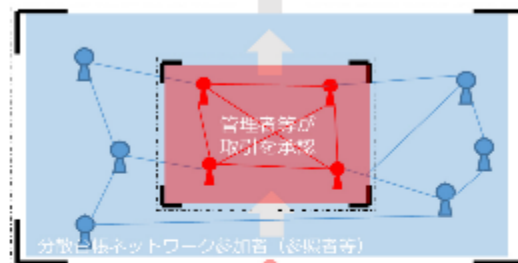
ネットワークの参加は自由



自由参加

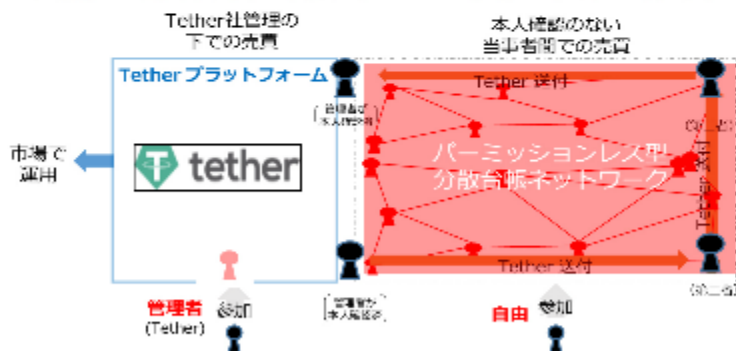
パーミッション型分散台帳

ネットワークの参加に、管理者の許可が必要



管理者参加

金融サービスのスキーム例 (Tether (ステーブルコイン))



- (運営主体に対する規制監督なし)
- 情報開示が不十分
 - 償還可能性に疑義あり

- マネロン等対策が不十分

金融分野における具体的なユースケース

証券	資金決済
取引後の決済業務における情報共有	企業間決済に用いるステーブルコイン
セキュリティトークンの発行・管理プラットフォーム	

- 証券決済・企業間決済等の高度化に向けた動き

2022年法改正金融庁資料

【デジタルマネー類似型】

- 1 法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン=1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの（及びこれに準ずるもの）

デジタルマネー（送金・決済の手段）として規律

【暗号資産型】

- 2 左記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）

暗号資産や金融商品として規律

1 【デジタルマネー類似型】（=電子決済手段）等

発行者

銀行・資金移動業者

- (注1) デジタルマネー類似型（=電子決済手段）及び既存のデジタルマネー（預金・未償債務）の発行・償還は、高き取引に依り、現行制度では、銀行・資金移動業者が行うこととされている。
(注2) 発行者に係る規制の在り方引き続き検討。

今回の法的手当

信託会社

- (注3) 信託受託権を用いる仕組み。

【金融商品取引法第2条第9号】
【資金決済法第37条の2第1項】

※マネロン等対策を含め、発行者が自ら行うことは可能

銀行代理業者
電子決済等代行業者
金融サービス仲介業者

仲介者 今回の法的手当

電子決済手段等取引業者
+ 電子決済等取扱業者

※利用者保護やマネロン等対策の観点から必要な対応を行う

- (注4) 取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考。
(注5) マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任分担の明確化等を求める。【資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24第1項】
【銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35第1項】
【信用金庫・信用組合の取組等七例に留意！】
【預金保護法第37条第1項】 【犯罪収益移転防止法第2条第1項】

2 【暗号資産型】

発行者

—

- (注1) 既に暗号資産型の一つについて、発行者に関する規制等を導入する規制案を公表。
(注2) 利用実態や国外の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

仲介者

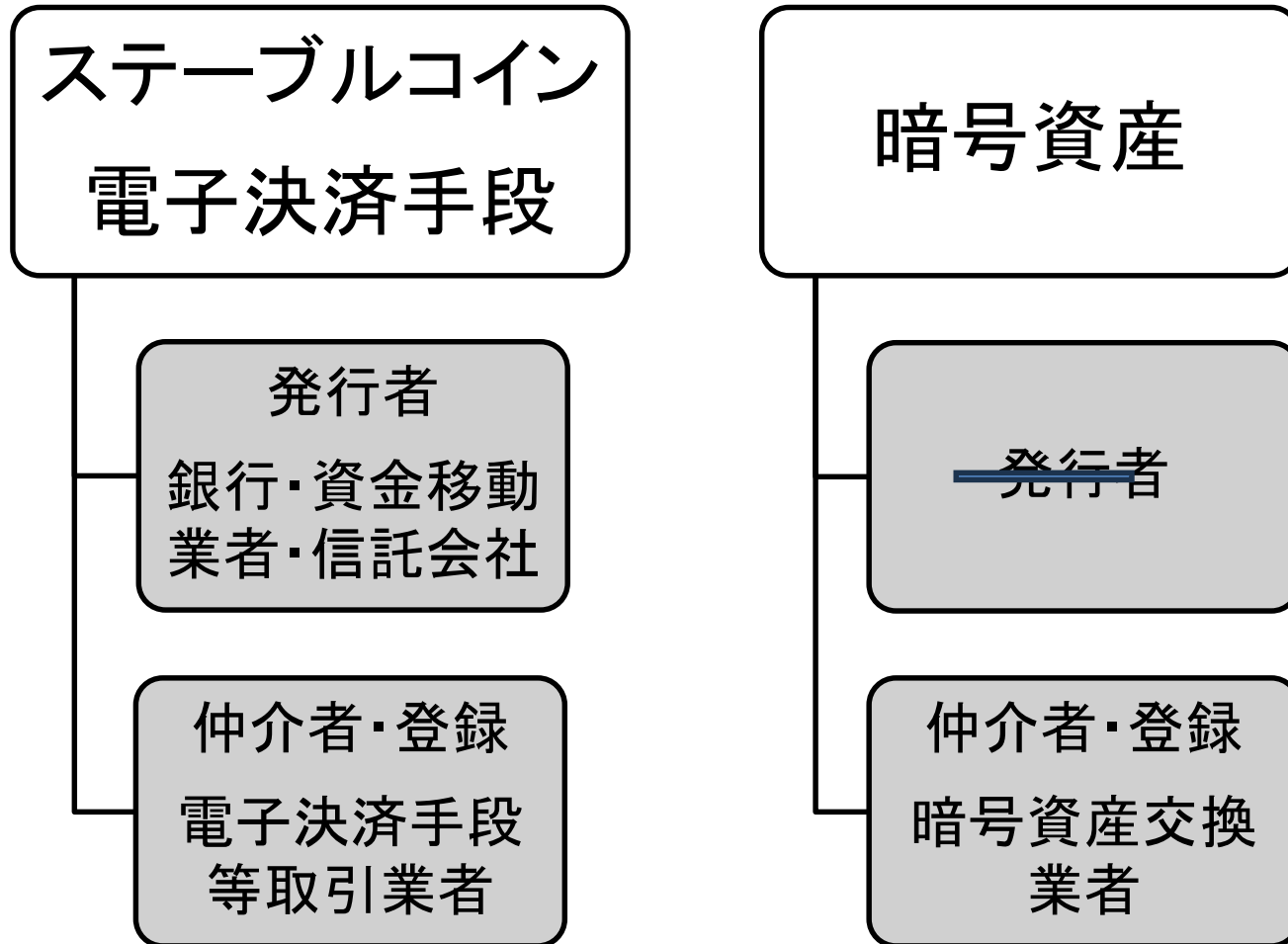
暗号資産交換業者

(注3) 金融商品取引法が適用される場合もある。

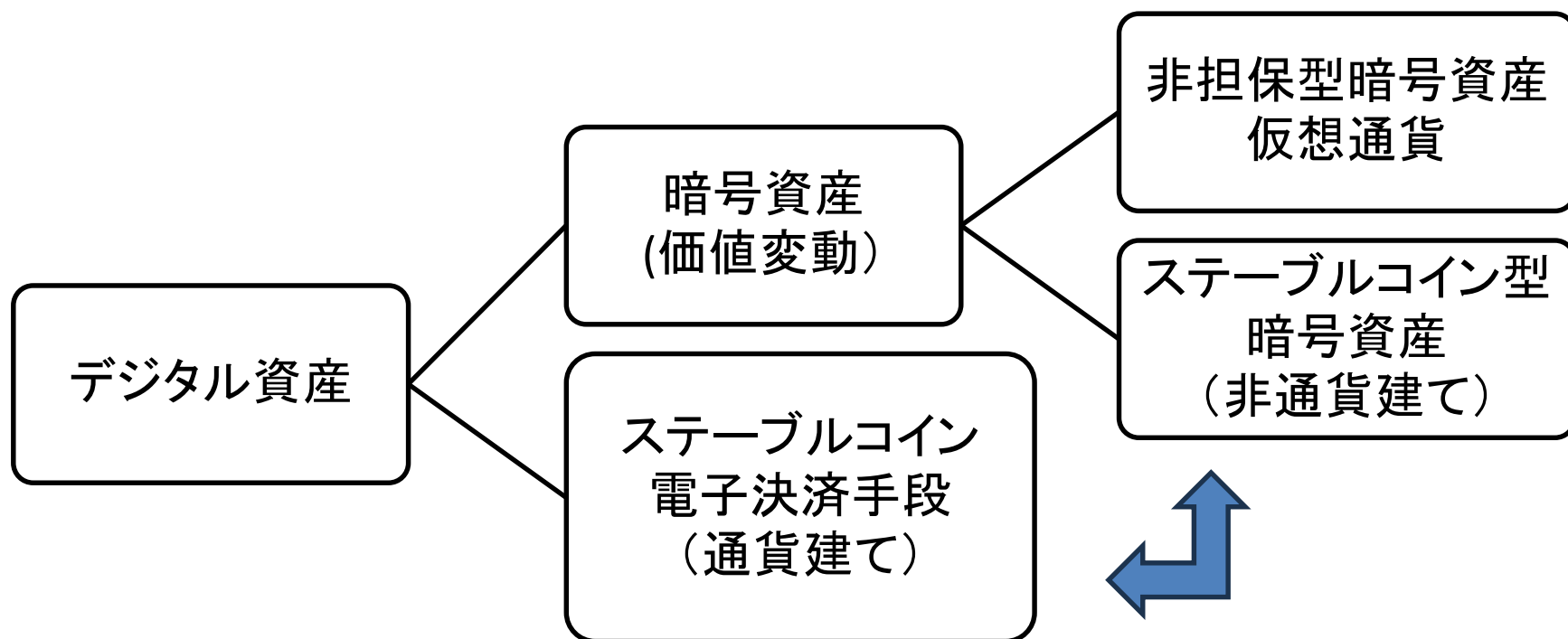
ステーブルコインと暗号資産

新設

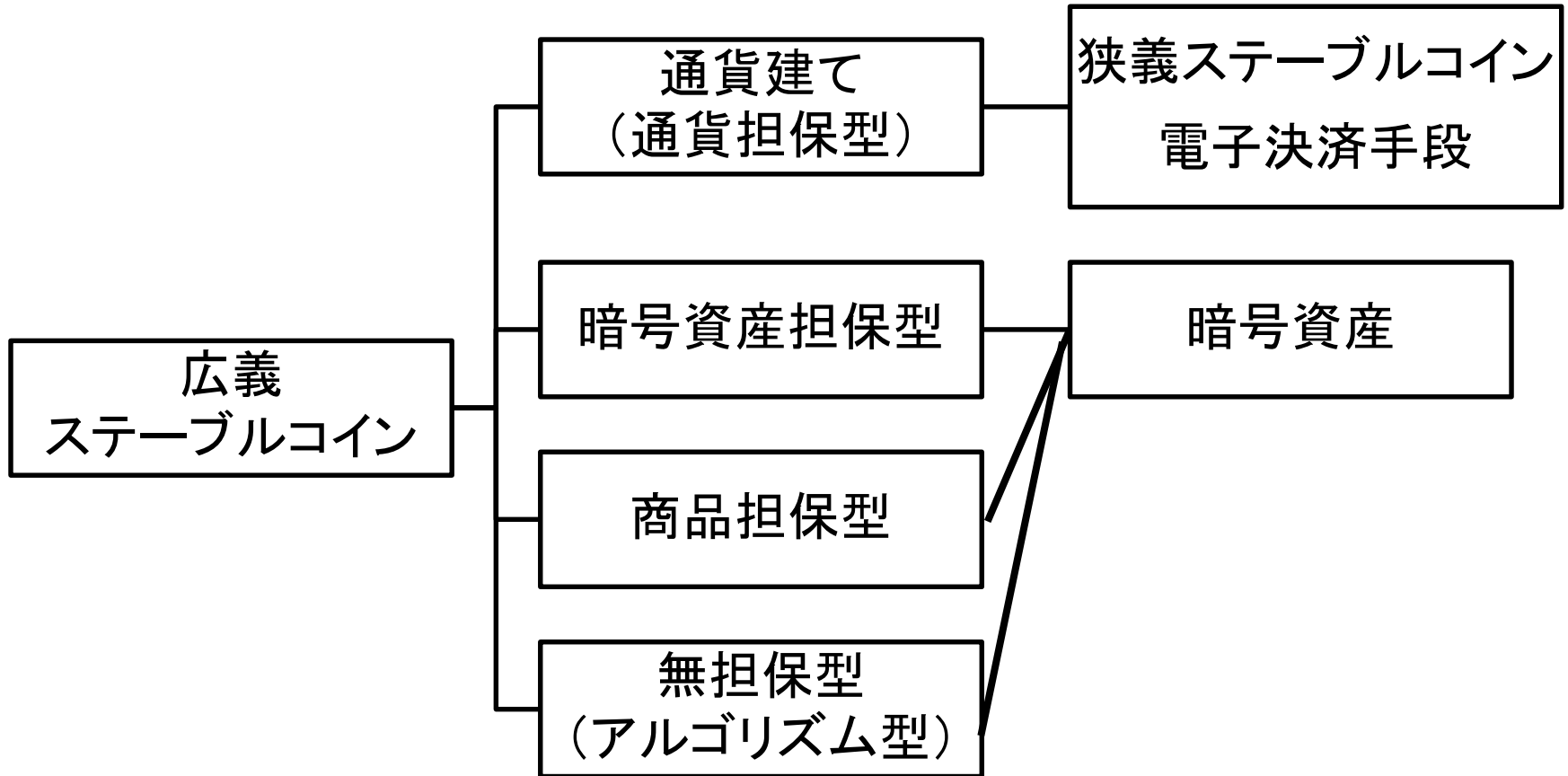
現状のまま



イ. デジタル資産の類型化切り分け ステーブルコイン資産の法移入 —資金決済法「電子決済手段」—



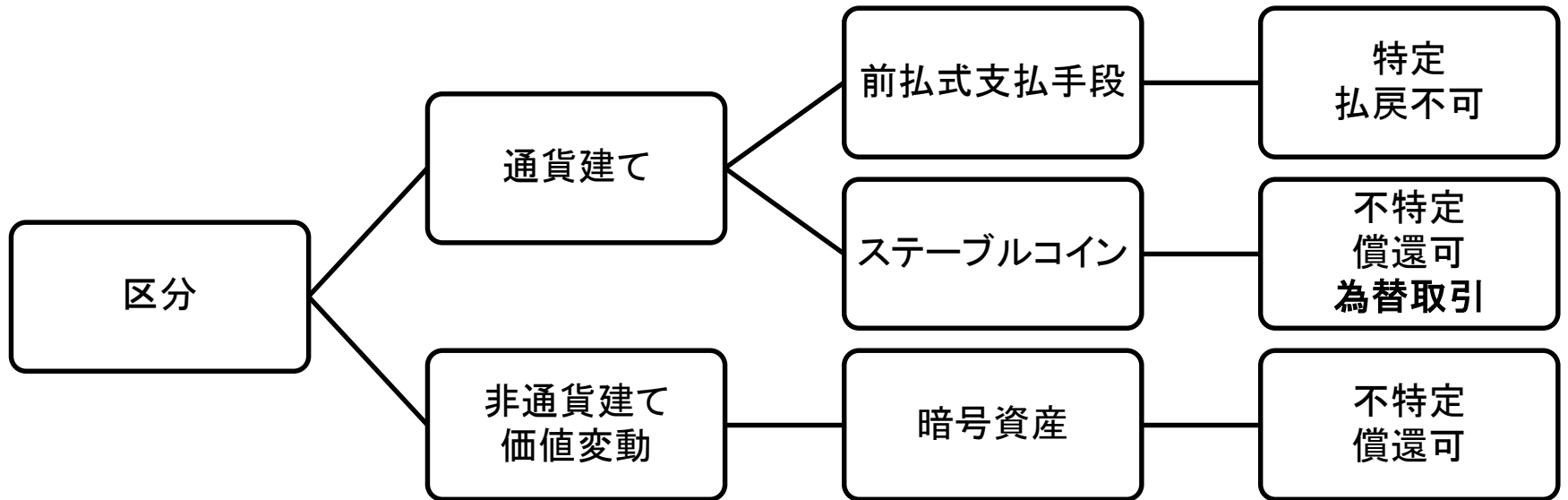
ステーブルコインの取扱い



資金決済法のステーブルコイン 4種類の電子決済手段

第2条5項 各号	概要
1号	物品購入や役務提供等の対価弁済に使用でき、かつ不特定の者を相手に購入・売買できる財産的価値
2号	1号と相互交換できる財産的価値
3号	特定信託受益権
4号	上記に準ずるもの(金融庁長官が別途定めるもの)

デジタル資産の体系(資金決済法等)



暗号資産・プリカ・ステーブルコイン

区 分	暗号資産	前払式支払手段・プリカ	電子決済手段 ステーブルコイン
発行者	規制なし	届出(自家型) 登録(第3者型)	銀行・資金移動業者・ 信託銀行等
使用先	不特定性	特定性・発行者 (使用可能先の限定)	不特定性
移転方式	電子的に記録・移転	財産的価値の記載記録	電子的に記録・移転
仲介者	登録:交換取引所		登録 電子決済等取引業者 電子決済手段等取引 業者
通貨	非通貨建 価値変動	通貨建	通貨建

**ロ. ステータブルコイン: 電子決済手段
の対応 ⇒ 仲介業者の登録制導入**

**○電子決済手段等取引業等の創設
ステーブルコインの発行者と利用者との
間に立つ仲介業者(登録制)を規定**

[対象行為]

- 1. 電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等**
- 2. 銀行等を代理して預金債権等の増減を行う行為**

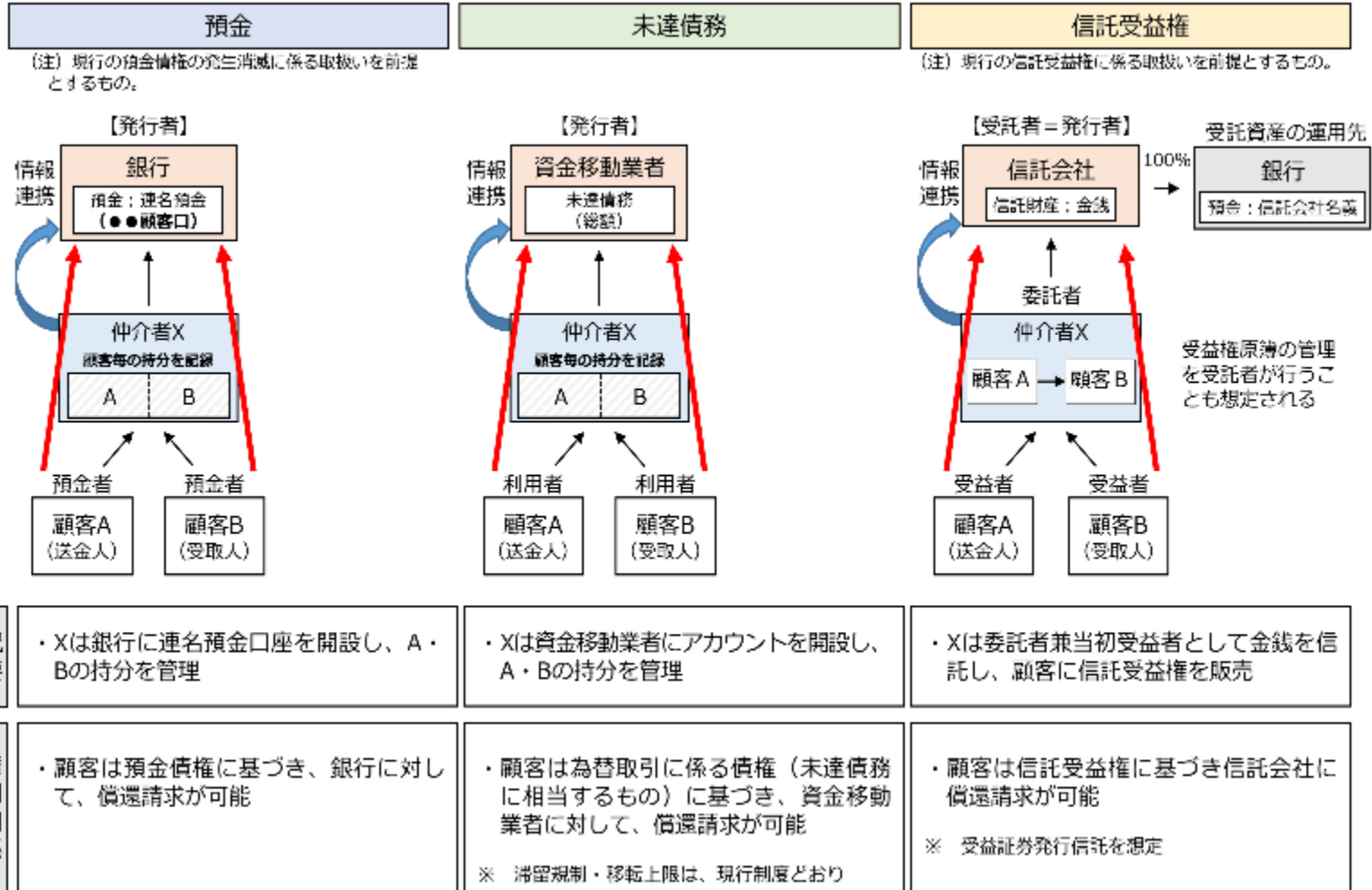
[参入要件] 財産的基礎及び業務適切誠実遂行体制等

[規制内容] 利用者への情報提供、体制整備義務等

[監督] 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等

【資金決済法第2条、第62条の3~第62条の24等】【銀行法第2条、第52条の60の3~第52条の60の35等】

発行者の類型



利用者保護に係る規制内容

- 電子決済手段等の仲介者である電子決済手段等取引業者に対して、利用者保護の観点から以下を規定

【利用者に対する情報提供義務】

（電子決済手段の内容に関する情報）

- ▶ 法定通貨ではないこと
- ▶ 発行者の商号又は名称及び概要
- ▶ 発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続 等

（取引に関する情報）

- ▶ 電子決済手段等取引業者の商号及び住所
- ▶ 利用者が支払うべき手数料等の額
- ▶ 不正な手段により利用者に発生した損失の補償その他の対応に関する方針
- ▶ 苦情処理及び紛争解決の内容
- ▶ 利用者の電子決済手段に係る管理の方法 等

【財産の分別管理】

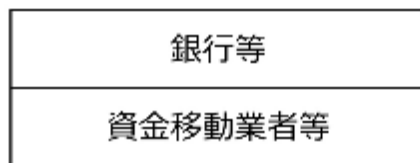
- ▶ 信託会社等への信託により利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段を分別して管理
- ▶ 原則、利用者から金銭を受け入れることは禁止。受け入れる場合は、当該金銭を信託会社等への金銭信託が必要

【システム・情報の安全管理】

- ▶ システムの安全管理を行うための措置を講じること
- ▶ 情報漏洩等の防止を図るための措置を講じること 等

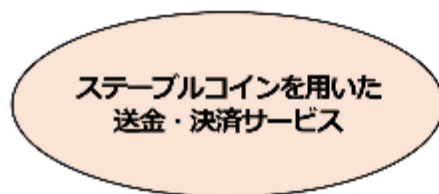
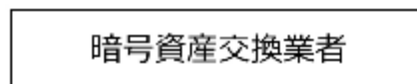
発行者と仲介者の分離

<送金・決済サービス>



<暗号資産取引>

(ビットコイン等^(注)の取引)

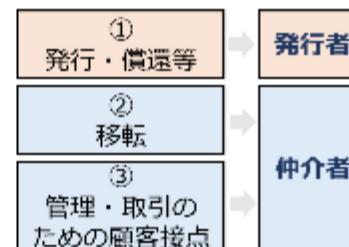


(注) 暗号資産
価格の変動が大きく、
投機対象との指摘

「発行者」と「仲介者」の分離

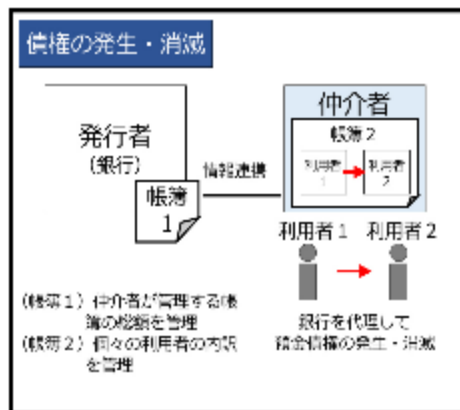
- 現行制度は、以下の①～③の機能を同一の者が果たすことを前提。
- 分散台帳の活用等により、複数主体が台帳を共有し、①～③の機能を分離することが容易に。

送金・決済サービス 提供者の機能

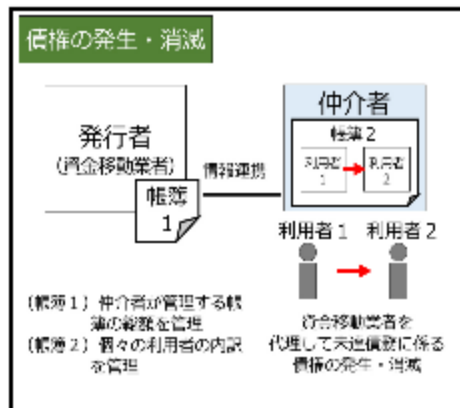


仲介者の類型

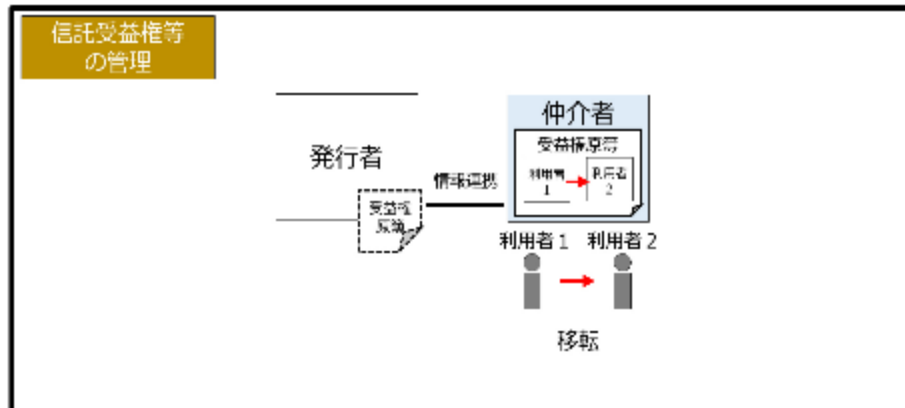
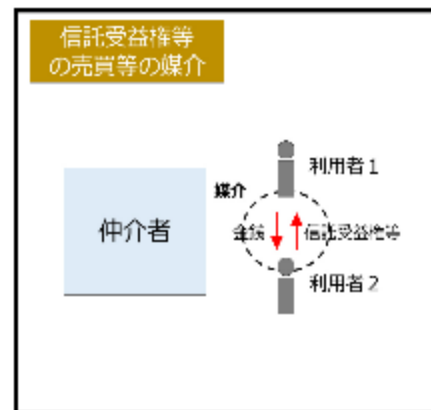
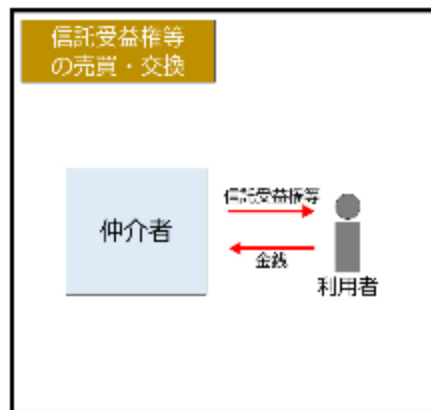
(1) 預金を用いたスキーム (イメージ)



(2) 未達債務を用いたスキーム (イメージ)

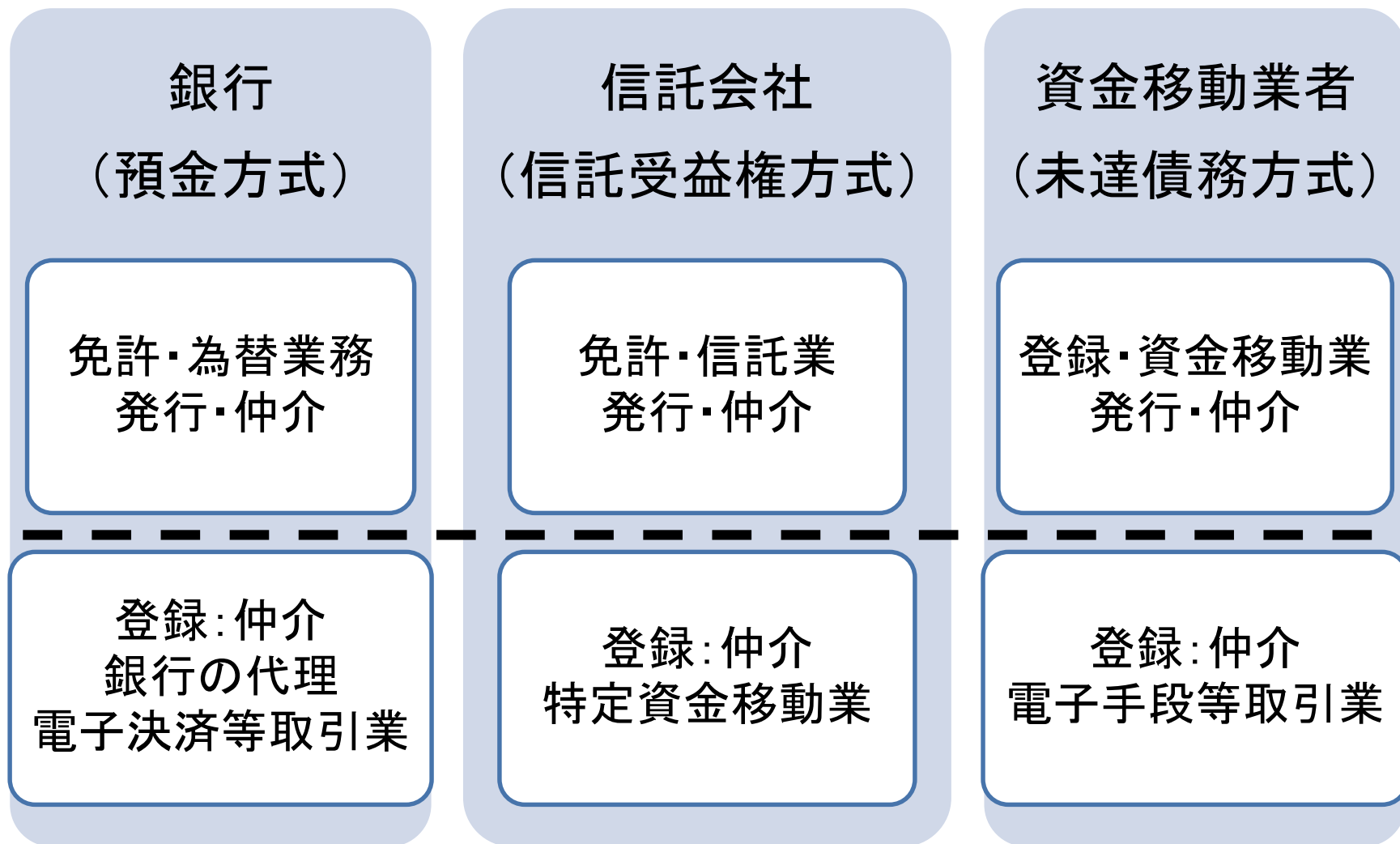


(3) 信託受益権等を用いたスキーム (イメージ) (注)



(注) 信託受益権等スキームにおいては、受益権原簿の管理を、仲介者ではなく、信託の受託者が行うことも想定される。

電子決済手段の3類型



資金決済法の仲介業

4種類の電子決済手段等取引業

第2条10項	対象となる業の概要
1号	電子決済手段の売買、他の電子決済手段との交換
2号	1号行為の媒介、取次ぎ、代理
3号	他人のための電子決済手段の管理
4号	資金移動業者から受託し、利用者に対し電子情報処理組織を用いて次のいずれかを行うこと イ. 移動させた資金額相当の為替取引債務に係る債権額の減少 ロ. 為替取引により受領した資金額相当の為替取引債務に係る債権額の増加

銀行法の仲介業 電子決済等取扱業

第2条17項	対象となる業の概要
1号	<p>銀行から受託し、預金者に対し電子情報処理組織を用いて次のいずれかを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none">イ. 移動させた口座資金額相当の預金債権額の減少ロ. 為替取引により受領した資金額相当の預金債権額の増加
2号	1号行為のための契約締結の媒介

(2) 2022年改正

②高額前払式支払手段(電子的移転可能)規制

(資料:金融庁)

(参考)

(参考)

犯収法 適用

前払式支払手段の発行者

犯収法 不適用

犯収法 適用

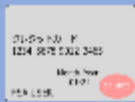
クレジットカード事業者

価値の移転不可

価値を電子的に移転可能
(電子移転可能型)

資金移動業者

低額



国際ブランドのクレカ等


(参考) 利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある。




交通系ICカード等



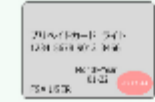
アカウント残高が譲渡不可なもの



アカウント残高が譲渡可能なもの



電子ギフト券等



国際ブランドのプリカ

犯収法の適用対象とする

高額なチャージや移転が可能なもの

1回当たり譲渡額等が一定額(例:10万円超)、
1か月当たり譲渡額等の累計額が一定額(例:30万円超)



第3種
(送金5万円以下)

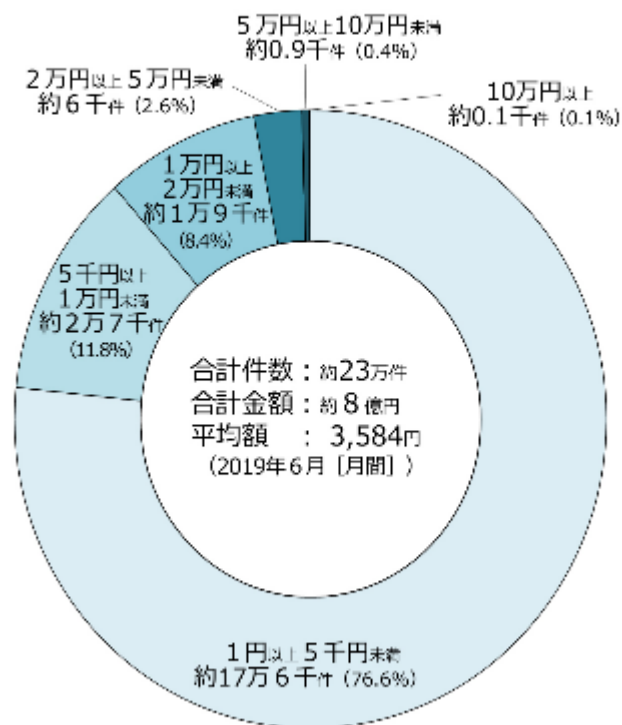
第2種
(送金100万円以下)
アカウント残高が譲渡可能なもの

第1種
(送金上限なし)



前払式支払手段の実態 (資料: 金融庁)

金融庁が計数の提供を受けた前払式支払手段発行者4社の
チャージ残高の譲渡額の分布 (2019年6月)



日本資金決済業協会のアンケート調査結果
(2021年12月)

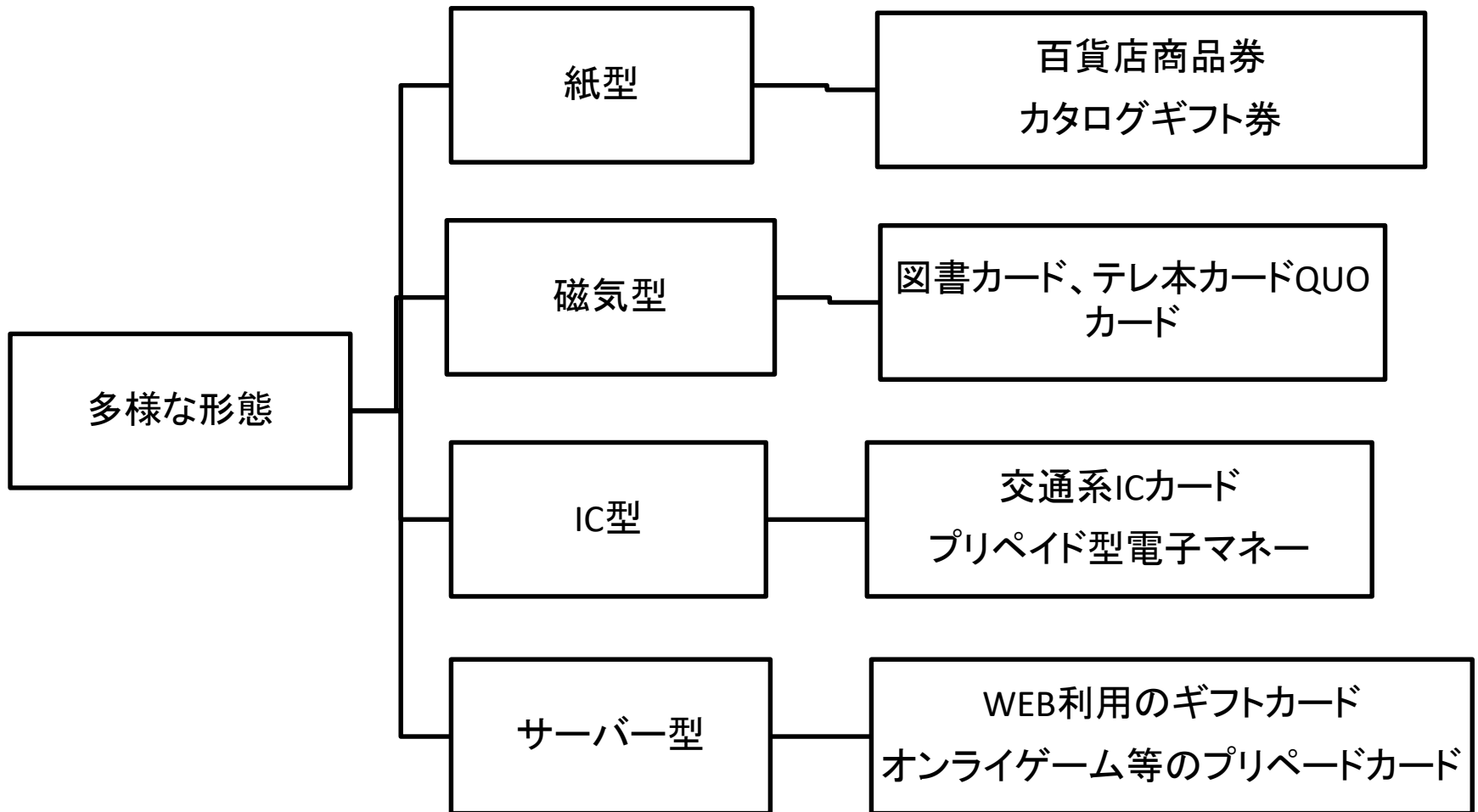
- ・ **残高譲渡型**
→ 10万円以下98.82%、30万円以下99.99%、30万円超0.00%
- ・ **番号通知型**
→ 10万円以下99.89%、30万円以下99.98%、30万円超0.02%
- ・ **国際ブランドプリペイド**
→ 10万円以下99.89%、30万円以下99.98%、30万円超0.02%

(注1) 調査結果 (会員80社回答、うち価値が電子的な方法で譲渡・移転できる前払式支払手段を発行している会員32社) においては、チャージ残高の分布状況について上記の通りとされている。

(注2) 同調査では、残高譲渡型の譲渡状況の実額の分布は、以下の通り。

- ・ 1アカウントの1日当たりの平均額 (10種類) 4,841円
- ・ 1アカウントの1月当たりの平均額 (10種類) 6,473円

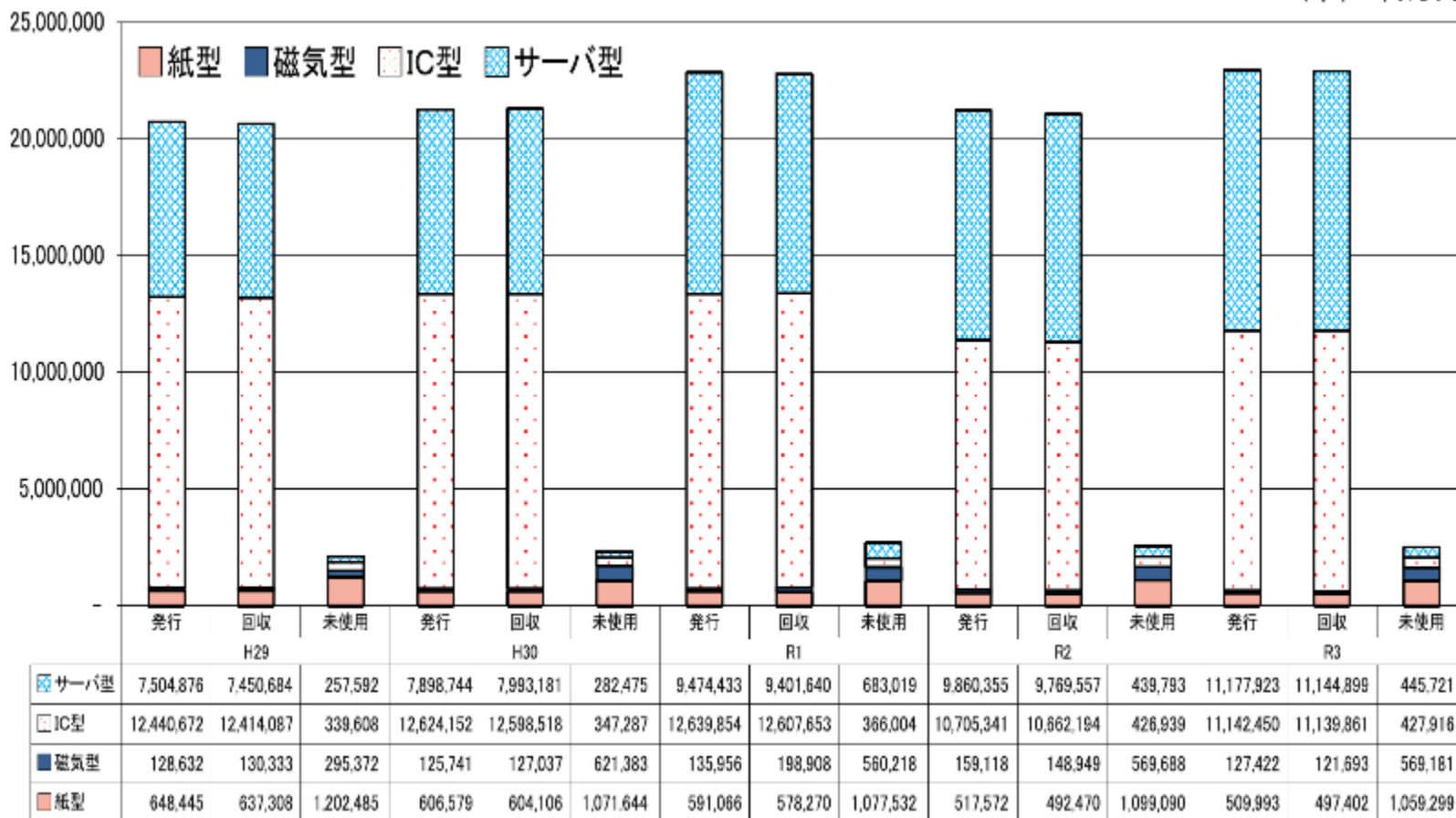
前払式支払手段の形態



媒体別発行額、回収額及び未使用残高の推移

(資料: 資金決済業協会)

(単位: 百万円)



業種別・媒体別発行者数

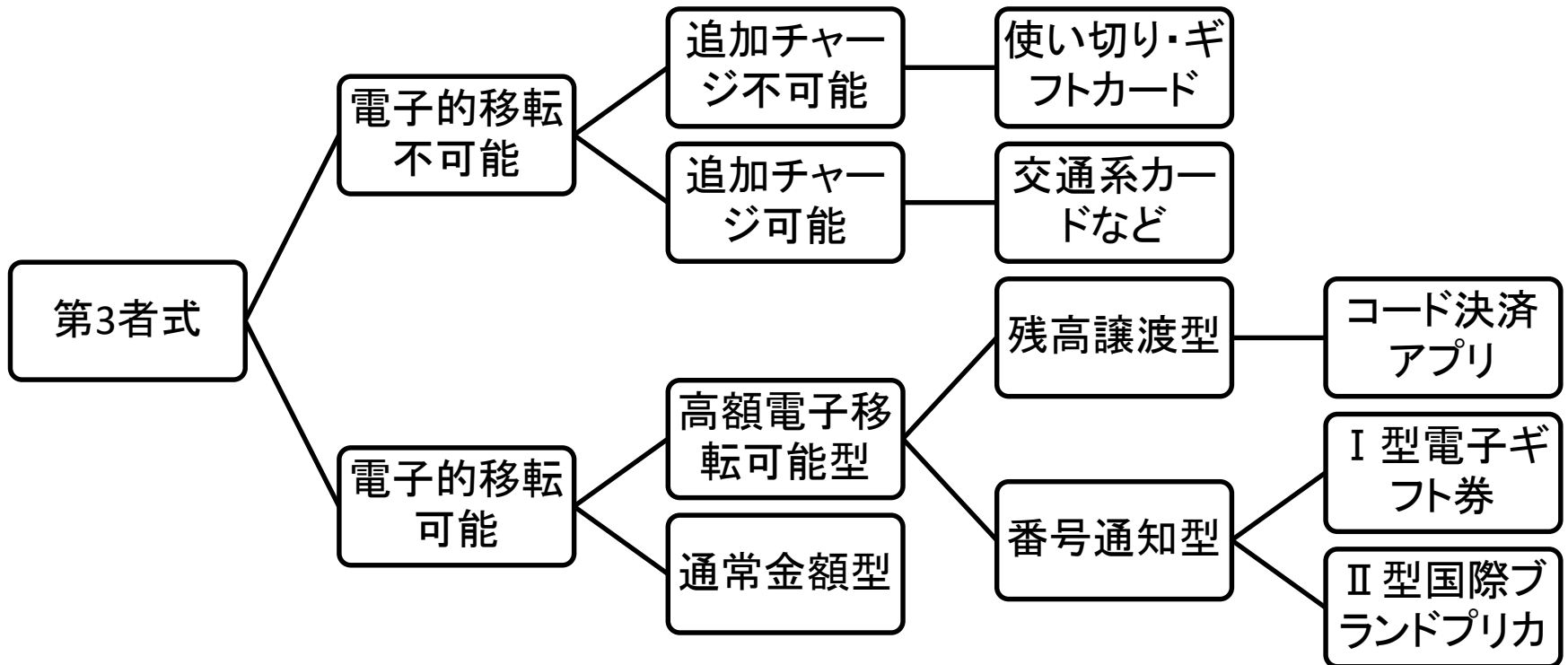
(資料:資金決済業協会)

(単位:者)

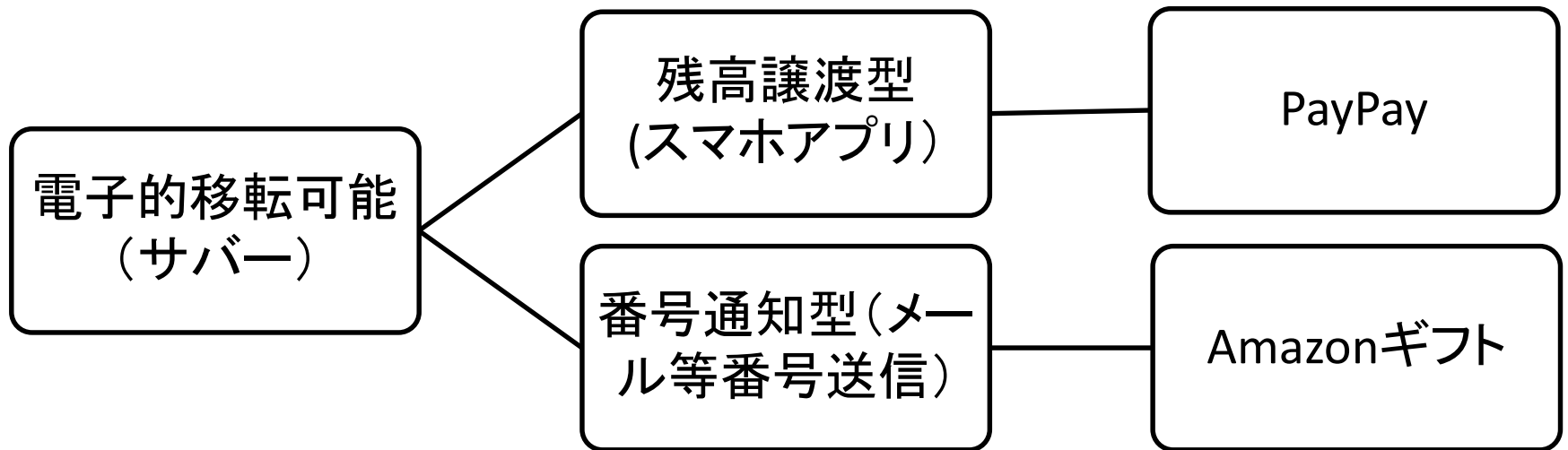
業種	発行者数	媒体別発行状況					
		紙型	磁気型	IC型	サーバ型 (リアル店舗)	サーバ型 (オンライン)	サーバ型 (リアル店舗・ オンライン両方)
発行専門会社	29	5	3	8	5	5	8
百貨店	25	25	7	0	10	0	0
スーパー	78	58	2	3	40	0	0
小売業(百貨店・スーパーを除く)	130	57	45	7	24	1	9
外食業	10	6	0	0	2	0	3
旅行業	20	20	0	0	1	0	2
ホテル・旅館業	39	36	3	0	2	1	0
通信業	9	0	2	0	0	6	1
運輸業	21	15	8	8	0	0	0
製造業	15	12	0	0	1	1	1
クレジット・割賦販売業	45	29	4	10	9	2	12
ソフトウェア業	13	0	1	0	0	11	1
不動産業	22	16	4	1	1	2	0
スポーツ・レジャー	16	6	3	5	5	1	0
協同組合・商工会議所等	190	167	11	8	18	0	2
その他	85	28	12	10	14	11	18
合計	747	480	105	60	132	41	57

(注)複数回答

前払式支払手段



電子的移転可能支払手段の例



高額前払式支払手段(電子移転可能型)

- ・資金決済法第3条8項1号

第三者型前払式支払手段のうち、未使用残高が口座に記録され、電子情報処理組織を用いて移転可能なもの

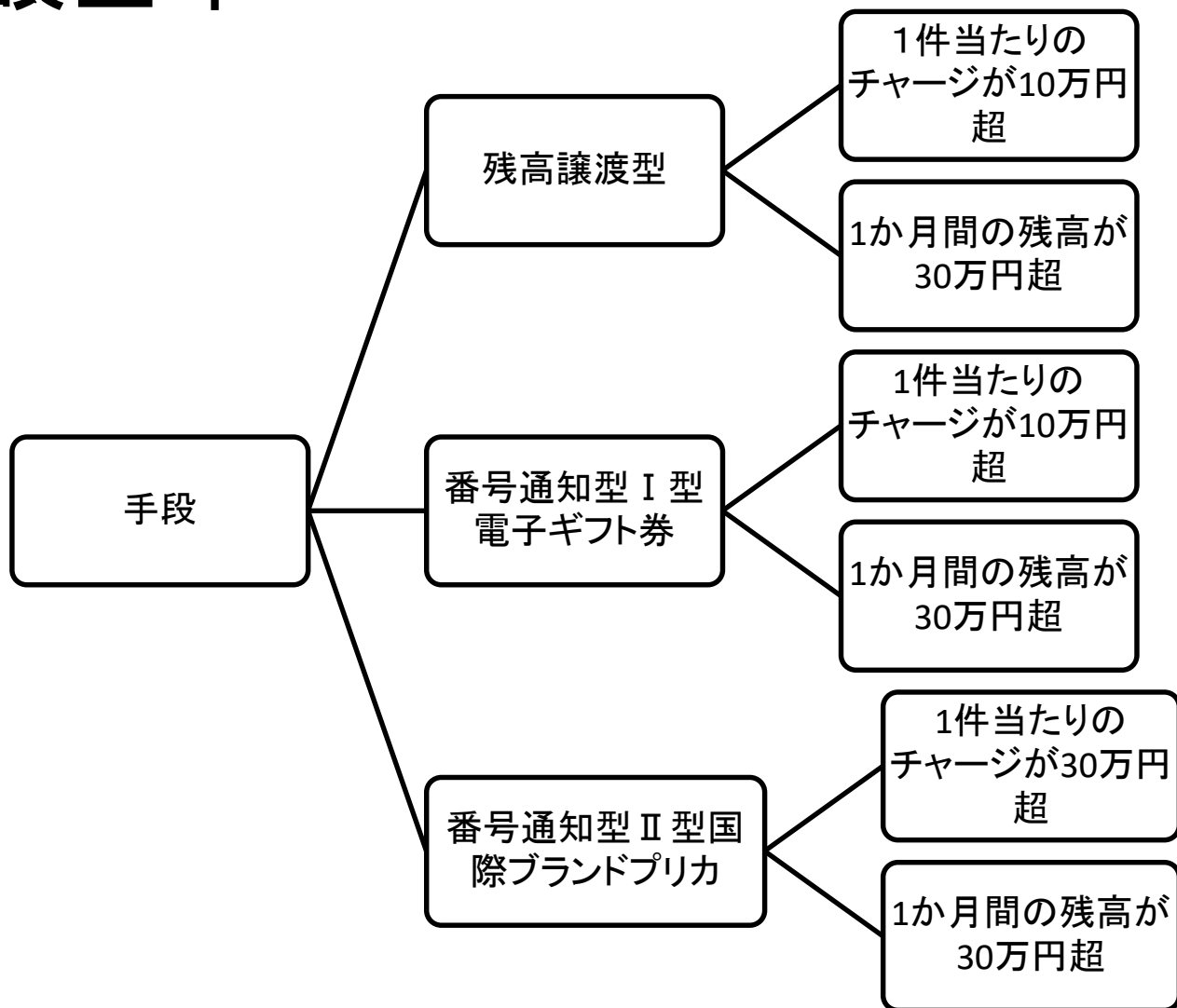
- ・内閣府令第5条の2第1項1号(残高譲渡型)

イ. 移転が可能な一件当たりの未使用残高の額が10万円を超えるものであること

ロ. 移転が可能な一月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること

(番号通知型も同様)

高額前払式支払手段(電子移転可能型) の金額基準



国際ブランドプリカ

○国際カードブランド（VISA、Mastercard、JCB等商標登録）付きプリペイドカード

: クレジットカード会社の決済システムを使って支払いをするプリペイドカード

[利用条件]

予めカードにチャージされた残高必要
VISA等のクレジットカードが使える店
(加盟店)であれば利用可能

高額前払式支払手段(電子移転可能型)の規制

イ. 実施計画の届出

発行しようとするときは、業務実施計画を定め、内閣総理大臣へ届出

口. 犯罪収益法の適用・本人確認
特定事業者に加える。